
平成20年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成20年6月24日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成20年6月24日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(16名)

1番 植 田 均君	2番 景 山 浩君
3番 杉 谷 早 苗君	4番 赤 井 廣 昇君
5番 青 砥 日出夫君	6番 細 田 元 教君
7番 石 上 良 夫君	8番 井 田 章 雄君
9番 笹 谷 浩 正君	10番 足 立 喜 義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 塚 田 勝 美君	14番 真 壁 容 子君
15番 宇田川 弘君	16番 森 岡 幹 雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷 口 秀 人君	書記	古 曳 正 之君
		書記	本 田 秀 和君
		書記	田 村 志 乃君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	三 鴨 英 輔君
総務課長	陶 山 清 孝君	財政室長	伊 藤 真 君
企画政策課長	三 鴨 義 文君	地域振興統括専門員	仲 田 憲 史君
税務課長	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	畠 稔 明君
教育次長	稲 田 豊 君	病院事務部長	前 田 和 子君
健康福祉課長	森 岡 重 信君	保健対策専門員	櫃 田 明 美君
建設課長	滝 山 克 己君	上下水道課長	松 原 秀 和君
産業課長	分 倉 善 文君	農業委員会事務局長	加 藤 晃 君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前9時00分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。

早朝から御苦勞でございます。昨日は、終盤、副議長にお世話になりました。ありがとうございました。

早速、きょうの会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は16人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、井田章雄君、9番、笹谷浩正君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、昨日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許可いたします。

4番、赤井廣昇君の質問を許します。

○議員（4番 赤井 廣昇君） おはようございます。

ただいま議長からお許しいただきましたので、通告によりまして合併新町の総括について、そして首長の多選禁止等について、2点を質問させていただきます。

まず、質問に当たり、場をおかりいたしまして、このたび岩手・宮城内陸地震におきまして大きな被害が出ましたわけですが、被災されました皆様に心からお見舞いと、亡くなられました方に対し、哀悼の意を表する次第でございます。そして、一刻も早い復興の願いを祈念いたす次第でございます。

早速、質問に入ります。1、合併新町の総括について。

国、地方の逼迫する財政の中、地方の存亡をかけ、合併特例法により紆余曲折の中、平成16年度10月1日、地域特性を生かすとしてスタートした2町合併の新生南部町でございます。いよいよ坂本町政も残すところわずか4カ月となりました。町長は、新町総合計画の中で、冒頭あいさつで、町民のすべてが健康で安心した生活を送り、幸せを実感できる町づくりを進め、若者が定住し、地域の活力を生み育てて継承していく持続的、発展可能な町づくりを目指すと表明、尽瘁してこられたところではありますが、総合計画等の進捗状況等を踏まえ、現在におかれる当町の状況を総括し、どうお考えになってるのか、また当町の将来を見通し、展望をどう分析されておられるのか、そして対処をどういうぐあいにお考えなのか、御所見をお尋ねいたします。

また、地方自治法にない、他市町村にもない南部町独自の地域自治組織、ユニークな地域振興

区を他自治体に先駆け創設され、新町の町づくりを目指し、1年を経過いたしました。個別具体的なものでなくて結構でございますので、各地域振興区の成果や手ごたえを、あるいは見通しについて御所見をお尋ねいたします。

2番目ですが、首長の多選禁止についてお尋ねをいたします。

これまでメディア等で知事や市町村の首長の多選による最たる弊害と言うべきと思うが、飽くなき漬色の報道等に、まさに怒り心頭の思いでまいりました。くしくも昨日も同僚議員の次期町長選挙に向けた出馬要請の質問に対し、再選を目指し、出馬の決意表明をなさいましたが、小生は鈍感なのか、まことに残念でございますが、町長の決意表明に新町の町づくりに掲げる、何が何でもというような、ほとぼしるような熱い熱意、情熱等を私は受けとめることができませんでした。

申し上げるまでもなく、多選についてデメリットのみでなく、また賛否両論があることも承知しております。しかし、人の上に立ち、範を示すべき者の余りにも厚顔無恥の耳目を疑う情けない事件が報道等あり、多選がゆえの弊害とおぼしき破廉恥な不祥事が次々と報道され、後を絶たない現状です。人間の体に例えましても同様に、年を重ねると生活習慣病である動脈硬化等の症状が起ることがちになります。総合的に勘案し、多選禁止ないしは多選自粛の是非について、喫緊の課題として真剣な研究の必要があると思います。私は、原則として多選についてはいかがなものかと考えております。

中国の道家の祖と言われる聖人の老子の言葉に、金玉堂を満つれば、これをよく守るなし、富貴にしておごれば、みずからそのとがを残す。功成り、名を遂げて身退くは、天の道なりと言われております。釈迦に説法でまことに恐縮とは存じますが、功績を上げ、名声を得たなら、その地位を退くのが天の道だと言われております。裕福で高貴でおごり高ぶってれば、破滅へ向かってしまう。仕事をなし遂げ、名声を得たなら引退、それが天の道であることと教えております。孔子も、過ぎたるはなお及ばざるがごとしと説いております。行き過ぎているのは道理として届いていないのと同じで、中庸の徳を得ていなくてはならないと教えております。

以上、2点の質問について、町長の前向きな御答弁をお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員さんの御質問にお答えをしてまいります。

最初に、合併新町の総括についてどうかということでございます。南部町の誕生に伴って、第3次会見町総合計画や西伯町第6次総合計画を継承しつつ、平成16年2月に西伯町・会見町合併協議会町づくり委員会の策定した南部町町づくり計画を基本としまして、平成18年3月に南

部町総合計画を策定いたしました。合併前には、両町特有の施策があり、それぞれのよいところを融合を図りながら、新しい町の計画を策定し、実施してきたところであります。

具体的に申し上げますと、1点目は、合併前から運行しています循環バスの運行です。19年度からは、ふれあいバスとして運行し、1便当たりの平均乗車密度も、循環線では9人、全便平均では4.3人となっております。町民の交通手段として定着したのではないかと考えております。

2点目は、CATV整備事業による情報基盤整備であります。これにより難視聴地域が解消するとともに、インターネットの利用環境が整い、大変喜んでいただいていると思います。また、南部SANチャンネルの開局により、議会中継や町内の出来事など、テレビという情報媒体を通じて皆さんにお知らせできるようになりました。

3点目は、住民との協働の町づくりを基本として提案した地域振興協議会の発足です。平成19年7月には、7つの振興協議会すべてが発足し、役員体制が整い、集落や地域で新たな町づくりの取り組みが話し合われ、大いに期待をしているところであります。地域振興協議会が成熟期を迎えれば、より新たな発想で町の未来像を描けることになると考えます。このことは、従来の行政主体での発想をはるかに超えた、自主自立した町への転換であり、住民が主体的に施策への参画ができるという効果を期待しております。今後の南部町にとって大きな財産であり、大切に守り、支援していかなければならないと思いを強くいたしておるところであります。

4点目は、町民の医療の中核としての西伯病院であります。全面改修により町内の医療環境が整い、医療、健康維持の観点から、安心・安全が整ったことは大変意義深いことだと思っております。今後も、町民の皆様健康管理に積極的に利用していただきたいと願っております。

5点目に、企業誘致が上げられます。新町発足後、進出企業第1号として、平成17年4月より鑄造品製造メーカーの株式会社ミヨシが栗村ポンプ跡地で操業を始めていただきました。現在では、平成19年度に鳥取県の助成を受け、約1億4,000万円の設備投資も行い、新たに雇用を生んでおり、平成20年4月現在では従業員も31人となっております。

6点目は、定住対策です。特に福里団地は分譲が進まず、町の責任において残区間を買い取る契約になっておったわけでございますけれども、60年間の定期借地権制度を導入し、若者の定住施策として取り組む方針を決定し、県の住宅供給公社から一括購入して取り組んだ結果、現在では17区画中9区画の契約が成立していますし、6月30日には、さらに2件の契約予定であります。これは、2期分譲開始後約1年で半分以上の契約が成立したことを見ても、大いに評価できる政策であったと感じるわけであります。そして、地域の人々の間に笑顔と活力がプラスさ

れ、さらに地域コミュニティが活性化したことは、何よりも喜ばしいことだと思っております。

これ以外にもたくさんの方の施策が行われていますが、総括して町政の中で大きな課題が進展したことは合併した大きなメリットだと考えております。一方では、国の交付税が削減されるといった苦しい財政運営を余儀なくされております。その中で創意工夫を施し、事業展開していくことで、特別交付税の頑張り方地方応援プログラムの交付といった形で国からの一定の評価を受けております。このことは、私たち南部町が進んでいく方向としては間違っていなかったと改めて感じているところであります。

なお、先ほど実施施策の3点目で述べました地域振興協議会の設立に伴う費用対効果についての御質問にお答えをいたします。まず、費用として主たるものは、地域振興協議会への一括交付金であります。このための財源は、大きく2つの内訳から成り立っております。1つ目は、従来から集落や地域に支給していた報酬や地区公民館の運営費であります。具体的には、区長さんへの報酬、地区公民館館長報酬、地区公民館主事報酬、地区公民館運営協議会委員報酬、公民館活動費、敬老会補助金などです。これをまとめて交付をいたしました。19年度は1,160万円です。2つ目は、新規に算定した部分であり、集落づくり計画、地域づくり計画の策定費として534万円、これは19年度のみです。それから、振興協議会の運営費として349万円、交付金全体で2,343万円です。この内訳の割合を見ますと、従来から支給していた費用が全体の62%、初年度だけの費用が23%、新規に必要な活動費用は全体の15%程度です。

次に、振興協議会の設置に伴う条件整備として、7台の軽自動車バンを576万円で購入し、配置しております。また、地域振興協議会の事務所として、住民の皆様の拠点として利用していただけるように、町の施設を506万円かけて改修いたしました。これらは初年度のみ初期投資の部分ですが、県の市町村交付金で500万円、そして合併補助金で残額をいただきまして、結果としてはすべて補助金で賄ったことになっております。

次に、人件費部分としましては、新しく就任いただいた地域振興協議会の会長さんへ月額報酬9万7,500円、副会長さんへ3万800円をお支払いしております。また、町から各地域振興協議会事務局に町職員を支援配置してまいりました。このことにより地域振興協議会の人件費を最小限に抑えながら、今まで以上に住民の身近なところで町職員が行政サービスに従事できるようになりました。各振興区の多様な課題に町職員という立場でスピーディーな解決方法を見つけ、住民の皆様と協働して円滑な活動が展開されるようになっていくと思います。以上、費用について述べてまいりました。

次に、効果についてであります。例えば6月15日に会見富有の里地域振興協議会が実施された、ゆめ発見発表会を赤井議員さんも御出席でございました。どうお感じになったのでありましようか。8集落がそれぞれ集落づくり計画について発表されましたが、集落の現状分析、課題、後世に引き継いでいくこと、さらには将来像について熱く語られ、自分たちの集落、地域は自分たちで守っていこう、つくっていこうという気概が伝わってまいりました。私自身も、この取り組みが継続すれば未来に向けてさらに発展していくという確信を持ちましたし、非常に感動したところでございます。こういう取り組みは、地域住民みずからが地域のことを改めて見詰め直し、課題を共通認識して、みずからが立ち上がろうという意識に満ちあふれたものでありまして、この効果ははかり知れないものがあるのではないのでしょうか。

また、各地域で計画され、実施される自主的な活動についても、あらゆる分野にわたっており、環境保全効果、地域コミュニティー効果、産業振興効果など限りがありません。こうした大きな効果が計画づくり交付金や役職報酬とで実現できるとなれば、費用対効果として最も大きな成果が得られるところであります。今後とも、地域振興協議会が活発な活動を展開されますように、協議会の支援を町の重点施策として引き続き推進していきたいと考えております。

次に、首長の多選禁止についてでございます。この問題については、昨年の9月議会でも赤井議員さんから御質問いただいております。多選による弊害という問題につきまして、答えは町民の皆さんの中にあるとお答えしたとおりでありまして、最終的には町民の皆さんが御判断されることであり、条例でこれを制限するという事は考えていない旨を答弁しております。以下に知事の例を引いてお答えしてまいります。知事の例でございます。

国会において多選制限法案は、昭和29年には知事3選禁止法案が、昭和42年には知事4選禁止法案が、そして平成5年には、政令市長の4選禁止の地方自治法改正法案が提出されておりますが、いずれも法制化されておられません。これは日本国憲法14条の基本的な人権の保障や22条の職業選択の自由、さらには公職選挙法に抵触するのではないかとすることに法的な決着がついていないからだと考えられます。しかし、地方分権の進展に伴って知事権限が強大になり過ぎるという心配や、近年では汚職事件の多発などを背景として、自治省の市長の多選見直し問題調査研究会は、多選禁止は憲法上許される可能性があり、国民の間で十分な論議が必要だとする報告書をまとめ、注目を集めました。このようなことから、近年では、条例化する公共団体も出始めていると伺っております。

一方、法律や条例などによる多選制限は進んでいないものの、政党や知事たちが自発的に推薦や出馬を自粛するという事で多選を避けようとする動きも出ております。民主党は、2002

年11月より、都道府県知事及び政令市の市長については4選以上は推薦しないとしています。公明党は、原則的に3期以上務めた知事への推薦は認めていません。知事の高選自粛では、一村一品運動で有名な平松大分県知事、この方は78歳、当選6回ということでしたが、まだまだお元気でしたが、任期いっぱい引退されましたし、鳥取県知事の片山善博氏が2期で、また3選不出馬を表明した北川三重県知事のように、再出馬をやめ、高選を自粛する知事もふえてきております。

一方では、高選を制限する必要はないという意見もございます。その根拠は、4年ごとに選挙があるので、そのときに無能な人物は落ちるはずであり、有権者のチェックも入ることになる。高選は、行政実績を積み重ねてきた知事に対する有権者の評価である。有能な人物が知事を務め続けることは悪くない。高選制限をすることで知事は地方政治のプロフェッショナルになれず、その分官僚や圧力団体、議会、ロビイストらの力が強くなってしまふ。高選制限は、継続的・長期的な行政運営を難しくしてしまうなどがございます。

以上、知事の例を引いて状況を説明しましたが、町長についてもおおむね準じた考え方であろうと思いますが、現実には、町村長は4期以上が全国で147名おられます。特に11期というのが1名、10期3名、9期3名というようなことになっておりまして、4期以上が147名おられるというような現実から判断すれば、知事とはいささか趣が違ふというのが実態であります。このように地方分権強化による権限の拡大や高選弊害に対する問題意識の高まりから、議論が高まっておりますけれども、私は個人的には高選は余り好ましいことではないと考えています。しかし、これを条例化して制限するということまでの気持ちはございません。憲法問題や法律問題に疑義を唱える人がありますし、何よりも賢明な町民各位の良識を信じ、その選択にゆだねるべきであるという思いが強いからであります。

以上、答弁いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。

町長の述べたいただきました御答弁の中で、町長のお気持ちはしっかり受けとめることはできましたが、先ほどの高選についてでございますが、町長のお考えについてお聞きしまして、町長も基本的には高選はよからずというようには考えてると。ただし、あくまでそれは町民さんの判断、常識にゆだねるんだというような御答弁でございましたが、これについて現実的に町内ではいろんな声飛び交っております。その辺について、町長はその辺の認識は御承知でおりますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） どういう声なのか、お聞かせをいただきたいと思います。認識をしてみると、ちょっとわかりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 大変恐縮なことですが、私ども近所におられるおばあさんが手間の方に、病院の方に出向いたところ、病院の方で町長さんの評判をいろいろ取りざたしておられたと。その中で、決して褒めそやすようなことでなくて、どっちかという、むしろ非難に値するような意見が多く出てるというようなことを聞いて戻ったと。私の方にも、議会の方なんかについてはどうなんですかということのお尋ねもありました。そんなようなことが基本的に町民の中の方に声が蔓延してるという実態でございます。それについて、町長はどのようにお考えでしょうかということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町政に対する御批判ということについて、そういう住民の皆さん方の声があるということについては謙虚に受けとめなければいけないと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） そうしますと、最初に質問いたしました、新町南部町が残すところ町長の任期は4カ月となってきたわけですが、るる今までの政策あるいはやってこられたことについて御説明もいただきまして、理解はできますが、その中で、町長が説明されました中で、バスの問題等、これはきのうの塚田議員さんの質問にもございましたが、決して十分な町民の理解が得られるような状態の運営がされてないということで、議員さんからも要望があり、これについて考えてほしいということございました。それについて、いろいろ審議会等の中で話はされていくとは思いますが、現実的に公共交通との問題もあり、なかなか難しいことはわかりますが、ただ、現実には他市町村の実例を見ますと、もう公共交通のバスとかが走らなくて、市営あるいは町営のバスが町内を巡回したりして、町民の、あるいは市民の期待にこたえて、その交通の用をなしているという実態でございます。そういうことを考えたときに、審議会等においても、あるいは町長さんのお考えを審議会の方にも言っていただきたいと思いますが、そういうことも踏まえて、公共バスで運営することが町民のためになるのか。むしろこれを場合によっては廃止して、1本の町内の例のふれあいバス、循環バスという形で運営したらどうだろうかという、そういうところまで踏み込んで研究していく必要が発生してるのではないかと私は考えますが、その辺については町長、どうお考えでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 昨日、塚田議員さんの御質問にお答えをしたとおりでございまして、あらゆる角度から検討をしておりますけれども、なかなか難しい問題で、今日まで結論を得ることができなかったということで、きのうはお断りもいたしておりますが、できるだけ早急にこの問題については結論を得て、成案を得て、モデル的にでもやってみたいという気持ちをきのう、お話ししたところであります。今、赤井議員の御質問の中に、公共交通をやめてというくだりがございました。その揚げ足をとるといような気持ちは全くありませんけれども、私は、やっぱり公共交通というのをベースにした、ふれあいバスとか循環バスとかいうことを考えているわけです。

きのうもちょっと申し上げましたけれども、例えば金山の方で高校生が米子までバス通学をしておるといふ想定をしますと、公共交通がない場合には、循環バスとか、ふれあいバスを利用するということになると思いますけれども、きのう行った谷々を行きたり出たり行きたり出たりしてる中に、時間が物すごくかかるわけです。ですから、きっとそういう人は公共交通がなくなって、かわりにふれあいバスを用意しても満足されない、大変不便になったというようにお考えだと思います。ですから、やっぱり公共交通というのはベースとしてきちんとして位置づけして、今でいいますと日ノ丸バスが行っております上長田線とか東長田線ですね、これの存続はきちんと図りながら、谷部の高齢者などの足をどのように守っていくのかということが考えなければいけない課題だというように思っております、公共交通なくしてということにはなかなかみできないわけでありまして。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 公共交通をなくしてはできないと今、町長はおっしゃったんですが、現実問題として、他市町村なんかの例を聞きますと、公共交通というものを今廃止して、町の方で全体的なふれあいバスといいますか、循環バスといいますか、そういうものを運行して町民の足となっている町村もございまして。そういうときに、果たして財源的な問題等を考えたときに、仮に補助金等を公共交通の方に投資する分を町内のバスの方の整備に賄えるんじゃないかというふうに私は若干考えておりますが、その辺は検討されたといいますか、そういうようなことを多少ともお考えになったことがございましてでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 他町では廃止をしてということをおっしゃいましたけれども、廃止というのは、公共交通を運行しております日ノ丸バスだとか、あるいは日交バスが採算割れしてやれ

なくなって、廃止せざるを得なくなってやめたというように聞いております。やめてくださいというようなことを町村が言って廃止をして、自分とこの町で思うようにやっているというようなことではないというように理解しております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） いずれにいたしましても、町長が先ほど御答弁いただきましたように、バスの問題については基本的に、根本的にまた考える必要もあろうかということでございますので、積極的に審議会等の方にも働きかけいただきまして、本当の町民の足になるような、いいバスにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町長がこの4年間でなさいましたことの1つに、CATVの整備のことをおっしゃいました。このCATVが現実的に町民さんに85%ぐらいですか、利用していただいて、それなりの効果が上がっているということは私も認めております。また、評価もいたします。しかしながら、この議会の放送等についても、CATVの方でも十分に放送されてなくて、見たいときに見れないんだというような形で、CATVが余り用をなしていないという不満もたくさん出ております。それから、そういうこと等も考えまして、CATVの中でもっともっと、オンデマンド放送とまでは申し上げませんが、できるだけ、せっかくももとの設備された趣旨から考えれば、町民さんに対して十分な情報の提供という必要はあろうかと存じます。CATVの中でもっともっと議会放送とか議会中継とか、そういうものを多く取り上げていただいて、十分な情報関係の周知徹底を図るとともに、議会なんかの情報も、議会の開催の状態を見ていただいたり、そういうようなこともぜひともしてほしいと思っておりますが、その辺についてはどういようなお考えでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど議員さんの中に、見たいときに見れないというお話がございましたけれども、今、議会放送も事前に文字放送で放送時間もお知らせして流しております。見たいときっておっしゃられますのが、いろいろなお方がありまして、時間帯、一日じゅう流すわけにもなりませんし、いろいろな御要望があるかと思っております。おっしゃられましたオンデマンドというような双方の、見たいときに見れるというような形が一番よかろうかと思っておりますけれども、今の形としては、こちらからお知らせして流しております。

担当課としましては、毎月、編集会議という形で、それぞれ担当と今月の放送の仕方なり編集方法なり番組構成、検討しております、放送時間なり放送内容についても検討しております。また、10人ほどですけれども、町内のそういった放送に御関心のある方、御意見いただいたよ

うな方と情報交換をしながら、御意見いただいて、直すところは直して、毎月、鋭意努力しておるところでございますので、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、課長の御答弁の中に、いろいろ町民の期待に沿えるように鋭意努力をしてるというようにおっしゃったわけですが、現状、ゴールデンタイムとまでは言いませんが、現在の議会中継等の録画ビデオがどういふ時間帯に流れてるか、課長でございますから御承知だと思いますが、あえてお尋ねしてみたいと思ひますが、1日どういふ形で放送されてるんでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。通常の放送にありましては、毎時間50分から40分間ですか、編集した独自放送を流しております、それ以降は文字放送でお知らせ番組をしています。通常はそういう放送形態ですけれども、議会中につきましては、きのうですか、6時50分から初日の放送を流しております。そういった形で、逐次一般質問につきましても6時50分から流していくという形で、時間はこれはまちまちになってまいりますけれども、終了時間は一定になりませんけれども、6時50分から流すという形にしております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） えらい課長に食い下がって恐縮でございますが、実際問題、町内のこのCATVの活用といいますか、放送の部分が、切りがないことでございますから、ずっと流しっ放しということにはならんということによくわかりますけど、もうちょっとやはり町民が見られる時間帯、特にやはり5時、6時といいましたら、一般のお勤めの方なんかについてはなかなか大変だというのが実態でございます。もうちょっと時間をずらすなり、その辺もしっかり協議していただいて、本当に有効な形でCATVをやっていただきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでCATVの件は置きまして、地域振興区の件でございます。いろいろ町長さんに御答弁いただいたわけですが、もちろんその効果もたくさんあるように御説明をいただきまして、理解はいたしました、悲しいかな実態として、御承知のように、まだ2地区は町内で入っていらっしやいません。そして、先般も、賀野地区の地域振興区の夢ある地域振興区づくりのゆめ発表ですかね、それにも私、参加させていただきましたが、富有の里地域振興区の方には12地区あるわけですが、町長もおっしゃったと思ひますが、現状として8地区しか発表もなかったという実態もござひます。なぜ全地区からいろいろな発表の意見が聞かれなかつたら

うかなと、私は若干不思議に思っております。その辺については、どういうぐあいにお考えでございましょうか。全面的に支援をいただいた地域振興区のように思えないんですが。

○議長（森岡 幹雄君） 地域振興統括専門員、仲田君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興専門員でございます。先般6月の15日に、ゆめ発見発表会ということで富有の里で開催をされました。賀野の振興協議会12集落でございますけれども、8集落の発表だったということでございます。残り4集落につきましては、地域事情もでございます。実際内容を聞きますと、2集落につきましては、もうほぼ完成に近いというように聞いております。残り2集落につきましては、やはり地域の皆さんが初めて取り組みをされる計画でもございますので、なかなか時間もかかると思います。そういった御事情もありまして、このたびの発表会に全集落が発表できなかったというような状況だというふうに思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 最初にちょっとお尋ねした問題でございますけど、これは町長さんにお答えいただきたいんですが、毎回取り上げて恐縮には思いますが、例の2地区がまだ入っていらっしやらない。入っていらっしやらなかったのは1地区で、途中から脱会されたところが1地区で、トータル2地区が今、現状、地域振興区に加入なさっていらっしやらない実態でございますが、その辺について町長の御所見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いろいろな経過の中で振興協議会に加入をしないという御判断をなさっているわけですから、今のみぎりは、これはやむを得んだろうなというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ちなみに下阿賀区の例を取り上げてみますと、下阿賀区さんは、町の地域振興区には加入なさっていらっしやらないですが、御承知だと思いますけど、地域として活性の会という名前のもとに、その地域の集落の皆さんが参画されまして、大変盛んに地域おこしといいますか、集落おこしをやっていらっしやる実態でございます。その辺についての御認識はどうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。活性の会というのを構成されて、積極的な活動をなさっておられるということでございますから、それはそれで結構なことだろうというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） それから、先ほども御答弁いただきました中で、会見地区にございます福里団地のことについて、ほとんど売却できる状態になったということをお聞きしたわけですが、しかしながら、会見地区には、御承知のように商店らしい商店と申しますか、マーケットが整備されてないといいますが、そういうことで、実際問題、福里団地にお住まいの方の中からも、もうちょっと手間地区の方に何かできないだろうか。今はまだまだ若い方が結構多うございますから問題ないようでございますけど、これから自分らも年とっていけば、やっぱり早速にお店の買い物、出入りも大変なので、会見地区にも何らかの形で、もうちょっとスーパーといいますが、そういうものを整備はできないだろうかというような声が出ております。その辺について、町長はお考えはございませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。会見地区には、今ローソンだとか、それから市山のAコープだとかありますけども、この西伯地区に比較すればちょっと少ないわけでありまして、ぜひそういう商店が進出してきていただいて、にぎわいをつくっていったらいいなというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） にぎわうようになればいいなと思ってるということでございますが、現実的に建物は御承知のように旧JA会見町のスーパーの跡などもあいております。そういうところを十分にフルに活用して、住民サービスに活用していただければ、あの地域に住んでいらっしゃる方が大変に喜んでいただけますし、また会見町地区の皆さんに対しても、一つの住民サービスの一環であろうと私は考えるわけです。ですから、ぜひとも何らかの形でやっぱり外部の方から業者さん呼び込むような形で政策をしてほしいと考えます。これはお願いで終わりますが。

それから、もう一度戻りますが、先ほどの2点目に質問いたしました首長の多選禁止等についてでございますが、町長の方からも述べていただきまして、私も大概のところは理解するところでございますが、ただ、現実問題として、町長としては、その取り組みについては気持ちはあるが、後は住民に任せるんだと。だから、選挙によって選ばれば、それでいいんだと。だから、別に多選にこだわることはないんじゃないかというように私はお聞きしたわけですが、やはり町長も現実として旧西伯町のときに3期お務めになって、それからこのたび4期ですか、そういう実態で、長く町政に携わっていらっしゃるわけでございますから、本来この合併新

町のときには遺憾のない町長としての手腕が発揮いただけるんじゃないかと、私は正直なところ期待もしておりました。ところが、いろいろ、言葉は悪いかもしれないですが、現実的にある意味でのパフォーマンスとまでは言いませんけど、若干そういうような嫌いの町政があったのではないかなという気がしてなりません。

本当に町民がこの町に住んでよかったなど、安心して安全な町だということで住んでいただけるような町づくりのためには、もっともっと町長は、そういう福祉の面についても、あるいは住民サービスについても考えていかれなきゃならないんじゃないかと考えますが、実際、きょうも質問の中で説明もありましたが、例の医療関係のことにつきましても、決して南部町が他にまさって、すばらしく負担金が安いんだというほどのものではないと私は思います。また、十分な研究をしていただいて、もっともっと今の医療保険なんか、国保につきましても引き下げも可能でないかと考えます。そういう意味では、私は、町長に苦言を呈しますといたしますか、もっと本当の町民さんの苦しい実情をしっかりと承知いただきまして取り組みをしてほしいと考えます。町長、他の同僚議員さんの方にはもうお答えになっていらっしゃるわけですが、改めてそういう医療、福祉のことについて一言お願いできますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。医療、福祉については、私も一番大切な町政の課題だというぐあいに思って取り組んできているつもりです。南部町報の今月号を見ていただいたと思いますけれども、町外から移住して来られたお方が医療と福祉がすばらしいと。それで、ここに決めたというようなこともおっしゃって、そういうことを書いておられます。これはもちろん相対的な話があります。悪いところから見ればいいし、いいところから見れば悪いしということですから、相対的な話なんですけれども。県内の中で決して遜色のないレベルにあると、水準にあるというように思っております。きのうの話のぶり返しになるわけですが、お尋ねですからお答えしますが、国民健康保険税も安いにこしたことはございませんけれども、他の町村と比較して、とりわけ隣町などと比較して随分安くなっております。そういうことも踏まえて、南部町の福祉や医療の水準というようなことは御判断をいただきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 時間の方も大分逼迫してきたようでございますが、もう1点ほど質問させていただきたいと思っております。

恐縮には存じますが、町長の町政は、民は、これにゆらしめるべし、これを知らしむべからずということがございましたが、何か町長の今の現在の町政について、そういうところを私は大変

に感じ、危惧しているところでございます。本当に町民に開かれた、そういうことを主眼にして、本当に民主的な町政に心がけていらっしゃるだろうかなと若干の疑問を持つわけでございますが、町長のお考えというのは、その辺どうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） できるだけ町民に開かれた町政でなければいけないと、町政は町民のものであるというように日ごろ考えて町政を進めておりますけれども、そういう御批判があれば、これはまた受けとめまして、さらに努力をしていかなければいけないというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 先ほど質問した事柄と関連することでございますので、ちょっと質問させていただきたいと思いますが。先般、20日から議会が始まりまして、20日の全協の席で執行部の方から議員に説明がございました。といいますのは、町職員の不祥事についての事柄でございます。新聞等にも報道されておりますので、しゃべってはならないということはないと思いますので、お尋ねいたしますが。この処分について、いろいろ事情等は勘案はするんですが、何か割り切れるところがありません。といいますのは、あくまでこれは報道のために記者さん等に出されたもんじゃないかと思うんですけど、その中身の中で……（発言する者あり）通告はしていないんですけど、関連したことだということで、ぜひとも理解いただきたいんですが。懲戒処分の内容等についても、大変に理解ができないところがあります。加えて、何か執行部を含めて6人の処分というように聞きましたが、その処分の中に町長は入っていらっしゃいますか。一般的に行政のトップである町長は全体を掌握する立場でございますから、当然その責任があると私は解釈しておりますが、私どもが聞いた限りでは、なかったように思いますが、その辺についてはどうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 通告外の質問でありますけれども、既に新聞報道されている内容にはらんでおります。町の姿勢の問題もでございますので、若干のコメントをお願いいたします。

副町長。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長です。通告にない質問でございます。先般の新聞報道で職員が不祥事を起こしたということで、大変町民の皆さんにも御迷惑をかけてたということで、この場をかりてお断りをさせていただきたいというふうに思います。

処分の内容に疑義があるということでございましたが、内容等については先般もお話をさせていただきました。町長の処分はないのかということでございますけれども、町長は全体の確かに

それは統括責任ということは当然あるというふうに思いますけれども、事件の内容等については、これはなかなか公務上での問題ではなくて、全く私的な場所での事件発生ということであったわけでございまして、なかなかそういった事件の把握というのも、その当時にすぐ発見もできない状況もございまして、そういう状況の中で、すべて町長にまで責任分野が及ぶかということになると、なかなかそういった範疇にはないという判断の中で、そういった町長までの処分というものは実施をしていないというのが実態でございまして。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、副町長から御答弁をいただいたわけですが、一般的・社会的通念からいいますと、当然行政のトップである町長には監督責任というものがございまして。要するに十分な指導・監督ができなかった結果、こういう不祥事になったということをおっしゃれば、これには返す言葉がないというのが本音だろうと思います。そういうときに、町長にはこれは類が及ぶことではない、責任の範疇にならずというふうに今、副町長はおっしゃったんですけど、一般町民さんは、果たしてこれはいかなるものかなとお考えになる方は多いと思います。

それから、今この処分について、これは何に準拠してこの処分が出たのか、私ども、手元にいただくというより、議会の方に閲覧として出たものを見る限りでは十分なもんでもありませんし、本当にこういうことで、職員は仕事に当たって、どういう形で服務基準といいますか、そういうものが十分でない中で仕事をしてるのかなど。そして、かつて私が質問したときに、こういうようなことも含めて、マニュアル等については十分整備していかないといけないということも総務課長も答弁していただきましたし、やりとりがあったわけですが、この辺は例規がしっかりしてないといいますか、例規があっても、どういう形で使うというのが私どもわかりませんし、私が手元に持ちます町の例規集の中にも、具体的な事柄が上がってないように思います。その辺について町長、どうでございましてか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。まず、全体にこのような職員の処分をせざるを得ないような事件が起こったことに対しまして、非常に遺憾に思っております。それで、この処分に対しては処分に対する委員会をつくりまして、その中で処分を決定したということは、先ほどの副町長の話の中にもあったと思います。処分の基準でございまして。これは皆様にも20日の席上お話ししましたとおり、この条例の中で定めたものはございません。しかし、平成17年だったと思いますが、人事院の方からそれに対しまして基準、公務員が公務外で行ったときの基準等も、この中にはっきりうたっております。この基準とまず照らし合わせると、この作業が第一でござい

ざいます。

2点目は、この17年に辞令を出してから、人事院がこの基準を出してから、他の自治体がどういう対応をとったのか。これを調べまして、他の自治体と準拠させるということをいたしました。その中で出したものが今回の処分でございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ただいま副町長なり総務課長がお答えをいたしましたとおり、懲罰委員会というものをもって処分の内容を決定をいたしております、私は全面的にそれに従ったということでございます。ただ、公務外といえども、職員がこのような公務員の信用失墜行為を行ったということについては、町長として大変申しわけなく思っております、これは何度もお断りしなければいけませんけれども、申しわけなく思っているところでございます。町長の処分については、この懲罰委員会の例に従ったと、懲罰委員会の判断に従ったということでございまして、町長に責任があるということなら、それも甘んじて受けなければいけないというように判断をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 込み入ったことをお尋ねして恐縮ですけど、懲罰委員会というのはどういう形で組織されたものでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。あつてはならないことですが、懲罰に匹敵するような事件が起きた場合、職員が起こした事件が起こった場合には、副町長を議長にいたしまして、教育長、それから総務課長、担当課長、それから法制担当職員で構成するものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今お聞きする中身の中で、副町長がトップで懲罰委員会があるんだということを聞いたわけですが、しかし、町長にさたなしという判断はしたんだということは聞いたわけですが、しかし、だれが見ても部下を統括する町長に責任、さたがないというのは全く妥当なもんだと私は理解もできませんし、大方の町民さんもそのようにお考えだろうと思います。やはりこういうことは重く受けとめて、本当に職員を処分する以上は自分も処分の対象になるんだということで、自分が範を示して、そして不祥事の職員の処分をして、懲罰の結果が出るものだとは私は考えます。ですから、私は、まだまだこれからでも本当にこのままで捨ておくと

ということにはならないように思います。もう一度それについてお答えできますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。先ほども申しましたように、懲罰委員会の中で他自治体のどういう処分をしたかというものに照らし合わせた結果でございます。このように公務外、それから職務外の内容での争いに発展した懲罰について、その自治体の長が責任をとるというところまでいかないという判断をしたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） いずれにしても、こういうことは二度とあってはならないことではございますが、いずれにしても、人間というものはなかなかパーフェクトではございません。どっちかいうと失敗するのが人間でございます。悲しいかな今後絶対ないとは言い切れんと思います。そういうことを踏まえて、これからも懲罰規定といいますか、懲罰規定ばかりじゃなくて、これらの服務規定というものについて十分な整備も必要かと思いますが、その辺についてはどうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。足りない部分につきましては、今後検討しながら整備等をしていきたいというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） いろいろ長々と質問させていただきましたが、十分に納得できないものもありましたけど、私のこのたびの一般質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で4番、赤井廣昇君の質問を終わり、休憩に入りたいと思いますが、その前に、先ほど通告外の発言を許可いたしましたけれども、これは緊急の質問がかかってもおかしくない内容でございましたので、あえて許可をしたので、議員諸君は了解をちょうだいしておきたいというふうに思います。

ここで休憩をいたします。10時30分再開をいたします。

午前10時05分休憩

午前10時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて再開をし、質問を続行いたします。

14番、真壁容子君の質問を許可いたします。

真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ただいまより2点にわたって質問いたします。

第1点目、地域振興区の取り組みを問います。

地域振興区の取り組みが始まって1年がたとうとしています。住民の中には、依然としてこの取り組みがよくわからないという声が出ています。このような中で、20年度予算の説明では、ごみの減量化を初め町道整備など、地域振興区での取り組みを求める内容が相次いで出てきました。これは、住民組織とは名ばかりの町の仕事の押しつけと行政の下請の中身が明らかになってきたということではないでしょうか。また、振興区の問題では、振興協議会採用職員のあり方をめぐって、住民から天下りではないかとの批判の声も出てきています。任意組織といいながら協議会に参加しない集落へは、行政にあるまじき対応をしているのが現状と言わざるを得ません。それが結果として、住民が協力をして地域づくりに参加することを促すどころか、協議会への参加、不参加を踏み絵にして、住民に新たな分断と混乱をもたらしてきているのが現状ではないでしょうか。この主たる原因は、行政組織でもない住民組織の地域振興協議会に町が一方的に区割りをした地域を統括させることにあるのではないのでしょうか。そして、これらは、交付金のあり方をめぐって、また職員の配置をめぐっても、個々の集落への対応をめぐっても、矛盾と混乱を広げてきています。本来の行政の責任を果たす立場から、この問題をただしたいと考えています。

まず1点目には、町民から多くの声が出ている退職町職員を協議会採用職員とした問題です。このことについて、住民の批判の声を町長はどのように受けとめているのでしょうか。そして、このことについての町の責任をどのように考えているのでしょうか。

第2点目、一括交付金のあり方を問いたいと思います。各協議会では、平成19年度の決算が出そろっています。平成19年度では、剰余金がたくさん出ていることに多くの住民が驚いています。この交付金のあり方、剰余金の扱いについて、どのように考えているのか問います。

3点目、集落自治をどう考えるか。すべての町の取り組みは、地域振興協議会を通じてこのように話されてるそうです。そのような中で、集落自治、これまでの集落の自治を町長はどのように考えてるのでしょうか、お聞きいたします。

4点目、協議会への参加する参加しないで行政の対応に違いがあるのでしょうか。この現状をどのように考えていて、町の対応はどうであるのか、そのことについての対応している内容とその責任について町長に問います。

第2点目、町非常勤職員等の現状とその改善策を求め、保育士の採用を求めたいと思います。

20年度から町職員の中には新たに非常勤一般職という、これまで聞いたことのない職名が説

明されてきました。内容は、週39時間という非常勤の勤務時間で、雇用期間は1年、報酬月額
は14万8,000円、これはボーナス分も含めてだと説明されました。年間ですと176万円
です。今、全国で派遣等が問題になっている中で、200万以下がワーキングプア、このように
言われていますが、この状況はまさしく町が行っている官製ワーキングプアの温床になっている
のではないのでしょうか。公務現場では今、非常勤、臨時、嘱託職員はどのような雇用条件で仕事
をしているのでしょうか。

今、住民の中には、地域振興協議会をめぐって地域振興区に職員が出てくることに対して、町
からは職員が余っていると説明してきた、このように声が出ています。このような中で、今ワーキ
ングプア176万円、非常勤の職員を雇わなければならない条件がどこにあるのか。本当に必要
なところに職員がきちんと配置されてきているのでしょうかという問題です。そして、これは私は
町政の根本姿勢が問われる問題だと考えます。特に保育園の現状と打開策、保育士の採用を求め
て質問いたします。

1点目には、現在の町非常勤等職員、嘱託職員の人数、待遇の現状の報告を求めたいと思いま
す。

2点目、週39時間の非常勤の一般職、これに対する説明と現場での就労状況を問います。こ
れについては、初日の質問で週39時間の非常勤一般職というのはあり得ないのではないかと
いうことに対して、課長は特別職だと言いました。このことについては、非常勤特別職は条例で報
酬等を決めなくてはならないという町のあり方からも反する内容ではないのでしょうか。それにつ
いても、重ねて答弁をよろしく願います。

3点目、保育現場での正職員、非常勤職員の数を求めて、それについての町長の見解を求めま
す。保育現場での職員を求めますから、当然児童、園児何名に対して、本来であれば職員配置幾
らに対してどうなっているかということも含めてお答えください。とりわけ正職員か非常勤の職
員を明らかにして、住民が聞いていてもよくわかるようにお答え願いたいと思います。

4点目には、保育士の採用を求めます。これは数字が明らかになった時点で、さらに求めたい
と思います。

5点目、官製ワーキングプアについての行政の責任をどう考えるか、その改善策を求めます。

以上で再質問いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁前に、答弁の補足資料として資料の配付を執行部の方から言ってお
りますので、資料を配付させます。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをします。

地域振興区の取り組みについてでございます。最初に、退職町職員を協議会採用職員としたということについてでございます。退職町職員を協議会の採用職員としたことについて、住民の批判の声をどう受けとめているか、町の責任をどう考えるかという質問でございます。地域振興協議会の将来の姿として、地域のことは地域で解決をしていくという共通認識のもと、自立した組織体として運営されていくためには、地域振興協議会の会長、副会長、事務局員などは独自の財源で地域の方々に担っていただくことが理想の姿であると想定はしておりますけれども、そうした完結を見るには、まだ相当の時間を要すると考えております。

しかしながら、そうした将来を見据えて、会見富有の里地域振興協議会では、町からの支援職員を振興協議会の職員に段階的に移行していくお考えがあります。このたび3月で退職される職員も地元であり、振興協議会の職員として雇用したいとの打診がございました。また、法勝寺振興協議会では、3月まで支援職員として籍を置いていた職員が退職することになり、組織体制の整備や集落づくり計画を進める大切なこの時期に、ぜひとも知識と経験豊富な元支援職員を協議会で雇用したいとの申し出がありました。町としましては、それぞれ若干事情に違いはありましたが、両協議会の意向を理解しまして、協議会の雇用に協力・支援していく考えになったものがあります。その後、本人の意向も尊重し、結果として両協議会で承認され、採用されることになりました。

こうした経過を御承知いただければ、町の方から退職する職員に就職あっせんをしたわけではなく、協議会の発展を願っての措置でありまして、御批判や町の責任を問われることではなく、御理解をいただけるものと思っております。特にこのお二人は59歳ですから、定年までまだ1年を残しての御勇退であります。年収としては3分の1以下でお世話をいただくわけですから、町の行政改革にも御協力をいただき、さらに地域貢献のボランティアを買って出ていただいたと感謝をいたしております。このような事情を御理解をいただきまして、振興協議会の雇用に伴う人件費の支援につきましても、5月の臨時議会に支援交付金増額の補正予算を提案し、御賛同いただき、御承認をいただいたところでございます。

次に、一括交付金のあり方、各協議会の剰余金の扱いについて問うと御質問ですが、支援交付金の使途につきましては、これまでも説明してきましたとおり、地域振興協議会支援交付金規則にのっとり、各地域振興協議会において事業計画、予算を組んで執行していただいております。これは地域振興協議会の自主性を重んじているところございまして、町としましても、地域の実情に合わせて有効に活用していただけるように、できるだけ縛りを設けないように配慮をして

いるところでございます。また、剰余金につきましては、現在、各地域振興協議会から提出された19年度分の事業実績報告書をもとに会計監査を行っているところでございます。なお、一括交付金における剰余金の取り扱いについては交付規則第13条と附則で、交付金の返還については交付規則第12条で定めてありますので、厳正に処理をしております。

次に、集落自治をどう考えるのかということでございます。町と集落のあり方についてですが、現在、集落においては、集落の代表という意味で区長さんがおられます。その区長さんを中心に、集落でできることは集落で従来どおり実施されていると認識をいたしております。よって、行政要望にあるような、例えばカーブミラーの設置や集落公民館の改修などについては、直接町から支援を行って対応をしております。また、芸能大会や運動会、環境美化活動など単独の集落で取り組むより地域全体で取り組む方がスケールメリットの見込めるような事業については、新しい組織である地域振興協議会が実施されるのが最もよいと判断をいたしております。その支援を町では行っているところであります。そうした効率的で有効な支援の方法を使い分けをしておりますけれども、集落自治による活発な活動などは地域の活力でもありまして、存分に進めたいと願うものでございます。それぞれの集落の自主的な活動を阻害したり、軽んじたりすることではございません。

最後に、協議会への参加不参加で行政の対応に違いがあるのかということでございます。協議会に参加不参加にかかわらず、各集落には集落の代表者としての区長さんがおられるわけでありまして、どこの区長さんも違った対応はありません。なお、御存じのとおり、従来ありました区長さんに町の非常勤特別職として報酬を支払う制度は廃止したことにより、区長さんに依頼しておりました行政文書配布については、地域振興協議会に依頼をしております。また、敬老会については、加入していない集落が実施される場合についても、町としては支援していくという方針に変更はありません。したがって、地域振興協議会に加入されていないからといって、該当集落の区民の方に行政側からの不利益が生じることではございません。ただし、地域全体で取られる地域振興協議会の事業につきましては、事業に参加されなければ当然その事業の成果を受けすることはできません。町としましては、引き続き町民の皆さんとの協働による町づくりに向けて努力をしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、町の非常勤職員などの現状とその改善策、保育士の採用を求めるという御質問でございます。まず、町非常勤職員、嘱託職員の人数と待遇でございますけれども、先ほど議員各位にお配りした一覧表をごらんいただきたいと思います。

次に、週39時間の非常勤職員ですが、1日の勤務時間が8時間を超えず、週の勤務時間が4

0時間に満たない職員と定義いたしました。就労状況は、役場、小・中学校では、月曜から金曜日までの5日間のうち1日7時間労働として週39時間勤務としております。これに対しまして保育園職場では、月曜から土曜日まで6日間が勤務日ですので、早番、遅番のローテーションを組み、週39時間勤務としております。保育園での保育士の正職員と非常勤職員の配置は、4園で正職員24名、ほか2名が育児休業中でございます。非常勤職員は22名、合計46名の保育士で運営しております。

昨年12月定例議会で、真壁議員の質問にお答えした折に、平成18年度実績で保育園の運営費について触れさせていただいております。4園の運営費の合計額は約3億2,400万円で、この財源内訳は、町の一般財源約2億900万円と保育料約8,800万円及び県補助金など約2,700万円であります。町の一般財源のうち交付税算入分を除いた持ち出し分である超過負担が約9,400万円となっております。これが18年度の結果であります。

平成19年度は、この超過負担分が約1億3,000万円となりました。国の補助金が平成16年度から一般財源化され、さらに地方交付税も減額の方向へ進み、子育て支援が国家目標になっていますが、地方への財政支援は非常に厳しい状況が続いていることは議員も御承知のことと思っております。このような状況にあっても、南部町では、国が示した保育基準より保育士を多く配置して、保育を一層充実させてきました。例えば国基準では、0歳児は3人に対して1人の保育士の配置ですが、南部町では、園児2.4人に1人の保育士を配置していますし、同様に1歳児、2歳児についても国の示した基準以上に保育士を配置しております。しかし、近年、保育士の確保が困難になってきています。これは3歳未満児、特に0歳児の入所希望が増加していることや、途中入所の希望への対応などから、保育士がこれまで以上に必要になったことが原因です。このような人事運営上の問題と前段でお示した財政上の問題が混在し、行政運営の課題の一つであり、この状況は近隣市町村でも同様だと聞いております。

議員御指摘のように、正職員として採用することが望ましく、同じ保育園職場の中で正職員と非常勤職員が約半々という保育体制は、保育園を運営していく上で決して好ましい状況ではございません。しかし、正職員で対応した場合の財政負担は、今後の少子化と高齢化の中で重くのしかかってくることは容易に予想いただけるものと思っております。町の超過負担分を減らす一つの選択肢として保育料の値上げもあるかもしれませんが、私は、子育て支援の観点から、さらなる保護者負担は避けたいとこれまで考え続けてまいりました。

このように解決の糸口の見つからぬジレンマの中で、官製ワーキングプアと行政責任について御質問をいただいております。私は、ワーキングプアを改善していかなければならない立場の行

政がこのような指摘を受けることを大変残念に思っております。少しでも改善しようと手当でも支払おうとすれば、法の建前からできないと言われますし、正規職員として採用すれば、余りにも大きな超過負担で行政運営ができなくなってしまいます。他の行政経費を圧迫し、総合的な行政を果たすことが困難となります。このように考えを進めてまいりますと、残された道は2つと思います。1つは、特区として認めていただき、非常勤職員にも各種手当などが支給できるように待遇を改善していく方法であります。もう一つは、抜本的に保育所運営のあり方を見直し、一部指定管理へ出すなどして非常勤の身分を法人職員などとして位置づけ、待遇改善をしていく方法であります。

時代の変化とともに、保育園に対する住民の考え方も変わってきました。変わらんのが行政の対応であり、後手後手に回って御指摘を受けるようなことになっており、残念に思っております。子育て支援の重要性は、社会的な合意もありますから、まずは手厚い財政的な支援を求め、あわせて前段で申し上げた特区申請に取りかかります。その傍ら、このような問題を踏まえ、今後の保育園のあり方について検討していただく審議会などを設置して住民の皆様様の御意見をいただき、改善策を模索をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。真壁議員の御質問の中に、現在の保育園の園児数、それから職員体制について数を御報告してくださいということがございまして、そのことを私の方から御報告させていただきます。

まず、ひまわり保育園でございます。現在、入所児童数、これは6月18日現在でございますが、59名、それで正職の方が5名、それから非常勤職員5名の体制で保育を行っております。続きまして、さくら保育園でございますが、入所児童数が79名、正職が5名、それから非常勤職員3名、それからちょっと漏れがございました。ひまわり保育園の方がプラス園長がございまして、正職が6名でございます。それから、さくら保育園の方が先ほど正職5名と申し上げましたが、園長がおりまして6名でございます。それから、続きまして、すみれ保育園でございますが、すみれ保育園の方が、入所児童数が117名、正職が園長、園長補佐を含めまして8名、それから非常勤職員が7名でございます。それから、つくし保育園でございますが、入所児童数が127名、そして正職の方が……。

失礼いたしました。訂正させていただきます。まず、ひまわり保育園、正職5名でございます。それから、さくら保育園、正職5名でございます。それから、すみれ保育園、正職6名でございます。それから、つくし保育園、入所児童数127名に対しまして正職8名、非常勤職員7名と

いう体制で保育を行っております。あと、その他のすみれ保育園の方では、嘱託1名、それからパートの加配1名、それからつくし保育園の方では、ゼロ歳児の対応に対しまして看護師、ほかに1名、それからパートが3名、それから申し忘れましたが、ひまわり保育園の方でも、ほかにパートが2名、それからさくら保育園の方でパートが2名という体制で行っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） まず1点目の地域振興区の問題です。退職町職員を協議会採用職員としたことに対しては、町長は臨時議会でもお答えになったように、これは協議会からの意向であり、本人の希望でもあると。町が責任を問われる問題ではない。こういうふうに言っています。私は町の責任を問うのですが、町長の言い分をまず全面的に受けとめまして、協議会の意向で、本人の希望だと。そうなんです。だから、町には責任がないと言うんですけども、1つ、今まで14名の職員を配置していましたが、彼らの職員を配置することによって、ここでは正規の町職員がいなくなりました。これは町の施策と密接に関連のあるものですよ。言ってみれば、町の職員が、正職員が行くかわりに、この人たちが行くとすることは、町が施策として持っていると言われても仕方のないことですよ。

その辺が1点と、もう一つは、住民がなぜ怒っているかと言えば、今、住民の暮らしは非常に大変なんです。60前で退職する人が多く、その人が仕事を探しても、とても200万で働けるところはない、こういうふうにみんな言っています。もう一つは、そこにいる職員が本当に住民から見て地域振興協議会が住民のために仕事になっていると、こういうふうになれば、そういう声も起こらなかったかもしれません。しかし、そういう声が起こってくるというのはどういうことかということを私は、町長、考えんといけんと思うんですよ。やはり町長が責任がないと言いますが、3つ目の問題ですよ。例えば100%公費でこれは払っているんですよ。仮に協議会が採用するにしても、100%町費が行く分について、公募しないということはどういうことですか。協議会がよく知ってる人やから雇いたいと言っても、町とすれば、公金が行く以上は公募とすべきではないかと指導するのがあなたの仕事ではないかと思うんですが、それについてどうですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。1点目の正規の職員から協議会雇用の職員になったことがあります。先ほどの町長の答弁にもありましたように、それぞれ振興区協議会の今後の理想とする究極の運営というのは、独自で自主的に活動されること、これが将来像

でありますけれども、今、できて1年足らずで独自の財源も持っておられませんし、そういうことで職員が、そういう形で協議会として職員を採用したい、雇用したいと言われても、財源がなかったものですから、町としては補助もしてまいりました。協議会のお考えとしても、答弁にありましたように、そういう意向の意思もありますし、法勝寺振興区につきましては、もとは支援職員としておられて、御本人さんも思い半ばにして引いてしまうというのはいかなものかということで、自分ももう1年ということで頑張るという意向がありましたので、正規の職員でなくて、振興協議会の御意向も踏まえて職員雇用に、そういう要望にこたえたところでございます。

100%公費ということで、公募しないのかということもあったかと思えます。もちろんそういう5月議会で承認いただきました人件費につきましては、町からの支援でございまして、100%公費でございますけれども、先ほども言いましたように、独自の財源というのはお持ちではありませんし、町としては支援していくという考えでございまして、これも繰り返しになりますけど、そうした経験豊富な有能な方がそこにいらっしゃるということで、ぜひともそのお方をということでございまして、そういう協議会のお考えに了解していったということで、協議会の方もそういう公募のことはお考えでなかったということでございました。

それからもう1点は、ちょっと聞き落としましたけれども、議員さん、2点目のことをもう1回教えてくださいませんか。（「責任問題ですね」と呼ぶ者あり）町の職員がおらなくなったというようなお話だったかと思えますけれども、それぞれの振興協議会には、まだもう1人支援職員がおりまして、全く町の職員がいなくなったということではありません。それぞれの職員と統括と連絡をとりながらしておりますし、新しく雇用された事務員さんとも町の支援職員とも連携をとりながらやっておりますので、後退するようなことはなくて、そういう将来の移行に向けて進めさせてもらっているというふうに思っています。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 一つずつ聞きますね。町長に聞いてみます。何回も同じ聞くって言われるんですけどね。公募しなくていいのかっていうことを聞いてるんですよ。公費が出るじゃないか。振興協議会がどんな理由があろうと、公募しないで全額町費で人件費を使うことが許されていいのかと。これに対して町長はどういう指導をするのかということ聞いてるんです。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） そのことに答える前に、随分誤解もあるし、思い込みもあるようですので、このたびのこのいきさつについても一度私は最初から総括的にお答えをいたしまして、町

民の皆様にも御理解をいただきたいと、このように思います。

まず、町では、勸奨退職制度というのを採用しております。今回は、5名の方に勸奨退職をいたしました。1名の方は勸奨退職扱いにしてほしいということで申し出がございまして、都合6名の方に勸奨退職をしたという形になっております。そのうち2名の方は、それには応じられないと、定年まで勤めたいということで、60歳まで勤めるということでございます。結局4名の方が勸奨退職に応じていただいたわけでありまして。そのうちの2名の方が地域振興協議会に就職をなさっております。この2名の方については、勸奨退職に応ずるといふ、そういうことが初めにございました。法勝寺地域振興協議会に採用になった職員さんは、黙っていても地域振興協議会の事務局に御迷惑をかけてはならないというような本人さんの思いから、早目に申し出をされたわけなんです。自分は3月31日で退職をするんだということを申し出をされたということでありまして。会長さんは、今まで一緒に集落づくり計画だとか組織の運営だとか、いろいろことを支援をいただいていたその職員が3月末でやめてしまうということを聞かれて、そして、これは大変だと。今、余人を置いて、この人にまさる人はないというような強い思いから、私の方に何とか今の職員さんで引き続きお世話になられないのかということをお願いしたわけなんです。それで、本人さんにこういう意向がありますよというお話をいたしましたところ、本人さんもしばらく時間を置いて熟慮の結果、そこまで言っていただけるなら、自分も今までやっていた仕事そのものを続けて、じゃあやりたいということをおっしゃいまして、本人さんが引き続いて仕事をすることをお願いしておられますよということを会長さんにお伝えしたわけなんです。先ほど課長が言ったように、財政的には全く余裕はないわけですから、町の方も支援をいたしましょうというお話をしました。結果は、そのような方向に進んだわけでありまして。これは私が言っていることがうそかどうかということについては、これは本人さんに聞いてみたいと思います。

それから、もうお一人の方については、ちょっと時間がかかっておりました。ただ、地域振興協議会の方で、賀野の方ですね、これは特に町長が結成の当初に、大体いつまでも役場の世話になるようなことではいけませんねと、できるだけ早く自前でやっていただけるようにやってくださいねということを地域振興協議会にお話をしておりました。したがって、当初から自前でやりたいというお気持ちが非常に強うございまして、このたびのこういう退職なさる方がたまたま地元の方だったというようなこともあって、ぜひお世話になりたいということをお願いになって、そしてそこに行っていていただくようになったわけでありまして。これは余談ですけども、地元の内容が非常によくわかっていて喜んでるということをお願いしております。

そういうことで、経過としては進んだわけでありまして。先ほども申し上げておりますように、

退職勧奨に応じずに、そのままお勤めになれば、もう1年間お勤めになったわけでありませう。ですから、随分安い賃金でお世話になるということについては、これは私は本当にありがたい、見上げた心がけだというように思っております。町の行革にも御協力をいただきましたし、同時にまた振興協議会で今までやっていたことをそのままやっていこうと、頑張っていこうということでございますから、私は非常に御両人に対して町民の誤解を解いていただかんといけんという立場から、あえてここで再度言わせていただきました。

さて、そこで公募の話であります。先ほど、いよいよ御質問にお答えしますが、公募については、あなたのおっしゃるように、税金でやっているわけですから、公募が私も原則だというように思っております。しかし、過去にも、例えば長年の経験をお持ちの方をその御経験や知識といったことに着目をして、公募をせずに町の方でお世話になったことはたくさんございます。公募が原則ではございますけれども、今回のこのような状況をかながみまして、私は、地域振興協議会の方で特に属人的にこの人にお世話になりたいということについて、公募が原則とはいうものの、今日までやってこられたお二人の業績、そういうことを評価しまして、そういう公募ということにはなっていないわけですが、これは了解をしておるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この件については、町長は説明するときは、どうしても職員と協議会の希望を出してこないと話ができないんですよ。町の方から説明できない。公募は原則だとおっしゃいました。今、町長が話してるときに、課長がどういうふうな顔をして聞いているか知っておられますか。見えませんよね。あなた方が言っていることはどういうことかというのと、町長、このやり方は住民には、町職員ですね、公募もしないで公費を使って職員を属人的に採用していくという問題。職員にはリストラのしやすい体制をつくっていくという問題でしょう。それをあなたは隠しもせずに、町に貢献してもらっていると言っているんです。結局はそうですよね。町にとって財政削減のためには、お金を減らしてでも働けど、こういうふうに通っていることなんです。評価してると、こういうことを通っているにすぎないんですよ。まさしく町長、あなたが、これは町が計画してやっていることにほかならないではありませんか。私は、幾ら言っても町であるのであれば、少なくとも住民組織というのであれば公募ですね、公費を使っているんだから公募していくという問題。それから、賀野の方では、会長さんが自前でやりたかったというんですけどね、自前でやるというのは、お金も自分でつくってやることを自前でやるというんです。そうでしょう。全額町に払ってもらって、会長が自前でやるから職員採用したいなんて言うわ

けないんですよ。そうでしょう。それを考えたら、あなたの言ってることは、町民が聞いても説明が成り立たない。リストラしやすくする体制と、町に、この地域振興協議会に協力している職員には、退職しても職場を与えましょうかと、こういうことにしか住民はとらないということなんですよ。

それで、次に、どうしても私は、公募が原則だと言いましたので、属人的に採用することは、これは恣意的な採用になりますから、原則公募ということは町長は肝に銘じる必要があるということを指摘しておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと真壁議員、時間は局長が管理いたしますので、あなたが時間管理をなさらなくてもお知らせをしますので、御心配なく。

○議員（14番 真壁 容子君） 御心配ありがとうございます。

○議長（森岡 幹雄君） 御心配なさらないように、そっちの方に気が行くようでありますから、あえて申し上げておきます。

○議員（14番 真壁 容子君） はい。御心配ありがとうございます。

次に、一括交付金の問題ですが、そしたら、そういうふうに町が公共サービスをできるという職員を配置して、どういうことをやってきたかという問題なんですよ。お聞きいたしますが、この19年度、14名の職員を7地区に配置して、総額2,300万の交付金を交付してきました。結果、決算が出ていますよね。19年度の執行状況は幾らだったでしょうか。全体に対しての残額をお知らせください。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。繰越金の合計が981万6,000円となっております。以上です。（「総額に対して」と呼ぶ者あり）全体に対して41.8%になります。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 総額2,300万に対して残額が981万6,000円、40%を超える繰越額が出ています。町長、職員を配置して、会長、副会長にも報酬を払って、以前に比べたら、地区公民館に比べたら非常な体制をとって臨んだわけです。この1年間、途中から始まったとはいえ、約4割近くの残額を残している。これをどういうふうに見ていますか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど申し上げました981万6,000円の繰り越しが全体でございます。一番大きいものは、今、取り組んでもらっております集落づくり計画あるいは地域づくり計画といった、そうした計画づくりのための費用が19年度は533

万8,000円、全体で交付しております。このものが今進行中でございます、すべて費用を使っているという状況ではございませんで、中途でございます。これが一番大きな要因かと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 集落づくりがおくれてるというのは、何でおくれてるんですか。職員を10何名も配置して、交付金を出して、予定内にできなかったんです。そうですね、町長。予定内にできなかった理由は何だと考えますか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。もちろん7月からスタートいたしました。完璧な組織体制もまだできておらなかったこともありますし、十分に各集落で話し合いが重ねられて、今進められております。いろいろな手法で、アンケートをとるなり、あるいはワークショップされるなり、十分にも十分な検討と話し合いがなされてきておるものと思っておりますので、若干の時間を要しているというふうに感じております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） どうしてこれができなかったかということ、住民組織ですよね、町が幾ら頑張っても、住民が自発的にしなければできないことが集落づくり計画なんですね、町長。ところが、これがうちに回ってきて、集落づくり計画の作成のお願い、集落づくり計画は、町より依頼された事業だと書いてあるんです。町の依頼事業ですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。町から依頼といいますより、この集落づくり計画や地域づくり計画の目的ですとか、そういったことは協議会の方になる話ししまして、御賛同をいただいてきております。町からするべきだとか、そういうような言い方ではございませんで、こういう集落や地域の将来像を皆さん方でお考えいただきたいと、話し合いをしていただきたいというふうな説明をしてまいりましたので、その辺が活字がどういうふうに、依頼がありましたというふうに書いてあるようでございますけれども、町からは協議会の方にはお話をして、御賛同をいただいて、そういう取り組みをしていただいているというふうに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 町からつくってきてる住民組織ですから、どうしても集落づくり計画等も町から、上から押しつけることになるんですね。住民が必要を感じてなかったら動

くわけないんですよ。そういうことを多額のお金をかけてしようとしているという問題なんです。聞きますが、今度はお金の問題です。2,300万のうち4割近くの980万を残しました。3年間はためて使っていよいよと言っていますが、住民からはどう映るか。お金がないとって、さまざまな住民負担を強いられているんです。その中で、使いもせんお金を980万も残して、そういう使い方が、それも町に返すこともなく、その協議会に置くことができる。これは規則だと言うんですけども、これがほかの補助金から見てどうなのかという問題ですね。よく出ているのが、いきいきサロンの社会福祉協議会から出る3万円のお金は、5,000円を残したら、もうやらないよと言われちゃうんですよ。みんなは、公金だからきちんと管理しなくちゃいけないと思ってるんです。これについて町長、どうですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど来、課長が答弁していたとおりでございますけれども、この交付金については交付金規則にのっとって運営をいたしております。7月に発足をして、集落づくり計画、さらには地域づくり計画といった計画をつくるということが一つの大きな振興協議会の仕事になっております。そして、その仕事をこういう計画でやるんだという申請を協議会の方がなさって、それを受けて、町の方で交付決定をして交付をいたしております。そういう仕事をするんだというのが協議会の考え方でありまして、したがって、その仕事は、3月31日までにやるんだということではないわけでありまして、そして、そういう新しくできた組織に時間をかけて、じっくりやってほしいという、そういう町の思いもあって、これを3年間は繰り越して、最後には精算をするというやり方を、これは議会にも御説明をして御了解をいただいております。したがって、課長が言いますように、計画づくりに533万8,000円も予定しておりますから、計画が完全にできませんとこれ精算にならないわけでありまして。

それから、政策誘導をしてということですが、これは書いてあるということですが、それは法勝寺地域振興協議会の交付申請をなさっているわけです。法勝寺地域振興協議会が集落づくり計画をしますということで申請なさっている。ですから、その書き方はどうだったかわかりませんが、そういう組織としての意思表示でありますから、そういうぐあいに御理解をいただきたいというように思います。

それから、一般の補助金は、補助金交付規則ですか、町の定める。この補助金交付規則によって進めておりますから、余ったお金は返していただかなければいけない。これはこの交付金の規則でやっておりますから、3年間の基準で。3年済んで、もし余剰金が出れば、当然お返しをしていただくと。5%については別ですけどもね。そういう規則を議会にも説明して、御了解をい

ただいて進めておるといふことでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 住民が聞いても納得できないのは、繰越金が40%近くもある。

それを置いておいて、また平成19年度と同額のお金を交付してるんですよ。3年たったら返しますよと言うんですね。3年たって全額返ってきたら、これも困りますよね。一体何をしていたのかということになりますから。当年度ごとに当然議会としても、この交付金が出し方が正しかったのかどうか、それを確認するのが当たり前のことなんです。その結果、4割近く返ってきたら何事かということ、説明ができない方がおかしいんです、職員14名も配置して。その責任こそが一番町長、あなたがお述べにならないといけないことだと思うんですよ、公金ですからね。それをも説明できない。そういうやり方をされていて、住民は、本当にお金がないと言いながら、この使い方は何だという声をぜひあなたに届けておかんといかんと思うんですよ。

次に、それと、先ほど、言っておかなければいけないのは、法勝寺振興協議会が間違っていると言いましたが、法勝寺振興協議会は素直に書いてると思うんですよ。あなた方は独自でやると言いますが、町の予算の説明のときに、町長が振興協議会にしてもらうことをしゃべるぐらいですから、全部やってる内容は町から依頼された事項なんです。会長ですら、そう書いてるわけでしょう。住民がそう思うのは当たり前です。そういう内容だということですね。上からやってきている組織だから、住民がそう思ってるということなんです。その課題が大きくありますね。町長、納得しておられると思うんですけども。

そこで、次です。こういうふうにお金を出して、なかなか動こうとしていない。その理由を探っていきたく思うんですが、集落自治をどう考えるかという問題。町長は、振興協議会のお金を出してあるから動くだろうと言いました。ここでお聞きしますが、自治会としては存在してると思うんですが、集落自治会の例えば私の住んでいる馬場区と法勝寺振興協議会は、同等のところでの対等に扱うということですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 今の御質問ですけど、各集落には、町長答弁にもありましたけど、区長さんというお方がおられまして……（「同等かどうかということ、同等なのかということ」と呼ぶ者あり）町の方に区長さんが言ってこれれば町が受けていきますし、それは区長さんは区長さんとして認めております。協議会は協議会として、そういう集落の集合体として振興区の中で活動していただいておりますので、集落の集合体という形で協議会があるということでは、対等かという活字には当てはまらないというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと補足しますが、対等には当たらないということですが、集落自治は、先ほどの答弁で申し上げましたように、これは認められるべきものであります。集落自治は認められるべきものであるということでもあります。それから、地域振興協議会は、新しい町づくりの仕組みとして、議会の御了解をいただいでつくったものでございます。したがって、新しい町づくりの仕組みと、それから従来ある集落というものでございまして、決して対等とか、そういうことで論ずるものではない、性質が若干違うということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） それはおかしいでしょう。住民組織は、地域振興協議会も一住民組織です。

○議長（森岡 幹雄君） あんまり不規則発言せんようにしてあげてください。話が通らんようになっちゃいますので。

○議員（14番 真壁 容子君） 町長、住民組織なんです、地域振興協議会も。集落も一住民組織ですね。これについて対等なのかどうかと聞いてるんですよ。例を挙げます。集落の区長が道路の問題で建設課に行ったときに、これからは集落の問題は、こういう問題は地域振興協議会を通してきてほしいと言った。そうですね。そう言ってるんですよ。これはどうなんですか。課長ということは管理職が言ってるわけですね。当然町の方針じゃないかと思うんですが、こういうことを住民から見たら、今までの区長が区長として言ったことができなくて、振興協議会にいわゆる窓口一本化、要求の窓口一本化なんです。ここから説明してください。これで対等と言えるのか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 振興協議会で各集落の要望を取りまとめをするということも事業計画にございます。したがって、集落の御要望を振興協議会が取りまとめをして、そして町の方に届けるという、そういう新たな流れというものがあるわけでありまして。そういう一つの新たな流れはできましたけれども、そうかといって全部それでないといけんということでもございません。先ほどの答弁でもありましたように、例えば集落の公民館の修繕をしたいというようなことを区長さんが直接言ってこられれば、それはそれで受けるというように言っております。したがって、対等かどうかというような話ではなくて、新しい仕組みの中で、例えば道路の問題を出されましてけれども、振興協議会の方でそういう取りまとめをしておりますから、当然振興協議会の方から建設課の方に話があって、そしてできていくと。それから、仮に振興協議会に入っておられん

ところは、直接集落の意見として建設課に言っていければいいのではないかと、このように思うわけですし、あんまり争いになるような話ではないと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 確認します。争いではなくて、町長、ちゃんと答えてくれたらいいんですよ。振興協議会に入っても入ってなくても、集落の区長が行ったときにはきちっと対応するという事なんですね。とすれば……（発言する者あり）不規則発言しないで。先ほど言ったような担当課長がこれからは振興協議会を通してくださいというようなことは言っていないわけですね、確認。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） その状況がちょっとわかりませんので、どなたにそのようなことを言ったのか、ちょっとこれはわかりませんので、また担当課長が答えるかもわかりませんが、区長さんが直接言ってこられることを町の方が、それは振興協議会にも言っておいてくださいねということは当然あってもいいのではないのでしょうか。振興協議会にも通していただくことによって、振興協議会も集落の要望があるんだということをよく承知をして、そして知らん間に工事にかかっちゃったというようなことがないように、そういう役割をみずから発揮しようというように考えておられると思います。ですから、町の方も承りましたけれども、振興協議会の方にもお話ししておいてくださいねということだろうと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ということは、区長が来たら町にも話しして、振興協議会にも話ししにいかないといけないんですか。そういうことを言ってるんですか。そういう制度ですか。ということは、もう1回聞きますよ。住民組織が住民組織を通さなければ町に言えないんですか。それとも自分とこの要望は、ある住民組織に協力してもらえないと区の要望で出せないんですか。これが対等かどうかと聞いてるんですよ。そういうことじゃ対等ではないということなんですよ。どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 区長さんがそもそも集落の要望を取りまとめて振興協議会に出しておられるわけです。それから、その要望を直接町の方に言われることもあるかも知れません。そういうことを何ら否定もいたしませんし、制限もするものではありません。ただ、振興協議会も承知しといて、一体的に地域づくりをやっていこう、行政と一体的に地域づくりをやっていこうという、そういう気持ちですから、振興協議会が全く知らなかったということでは困りますねとい

うことで、きっと建設課長の方もそういうお話をしたのではないのでしょうか。全く問題にならない話だと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。建設課ということで例が出ましたので、一体どこの区からそういったことが出たのかということもわかりませんし、緊急事態、壊れたですとか、そういうことは区長さんが直接言ってこられます。それについては対応はしております。年間的な要望事項につきまして、そういったお話を区長さんから直接聞いたこともありませんし、もし来られましたら、協議会の方にもそれは出してくださいというふうな言い方をしたいと思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私が言ったのは、道路というのは建設課ではなくて、以前の水道問題での道路ですね。これはそういうことです。少なくとも、町長、上向いていますが、今後、住民が、区長が来たときには、振興協議会を通してから来てくれということは言わせないということですね。その確認をしておきたいと思います。少なくとも、もし振興協議会に言う必要があるのであれば、町が言えばいいことであって、区長にそういうことを強制することはおかしいということですね。そのことを確認しておきたいと思います。

それと、次に、これとも関係あります。集落自治と関係あります。協議会に参加していない集落が2集落出てきました。ここの対応は、先ほどでは対等に対処すると言いました。集落等に敬老会の分とか、それは出しますと。それで、文書等についてはどうするのかと問題です。この集落では、自分ところで文書を配ってるわけですよ。その文書の費用については、どのように対処するわけですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。御質問がありましたように、2集落については、町の方から直接区長さんのところに届けております。本来ですと地域振興協議会に行政文書配布のお願いをしております。協議会から区長さんのところに配られるわけですが、その2集落については、協議会を経由すれば受け取らんと、配らんとということがありまして、やむなく町の方が直接区長さんのところに持っていかせてもらっております。これも区長さんに今はお世話になっておりますので、いずれかの時期にお世話になった費用なり、それを配っていただいた部分の補てんというのは考えていかねばならんというふうには思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） その分については、課の方から町に出していくということですね。それでいいわけですね、町長、副町長。再度、町長に確認しておきます、そのこと。先にそのことを確認しますね。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。区長さんにお世話になっておるわけでございますけれども、その手当をどうかということだろうというふうに思います。議員さんも御承知のように、この制度ができて、こういった新たな町づくりを取り組むということに当たって、従来あった区長さんの手当というものは今、条例上で廃止をしておるわけで、そういったことは出せないわけでございます。

今、協議会から受け取らんということでございまして、不公平があってはいけないと、行政文書は届ける義務があるわけございまして、町の方が持ってきてお世話になってるわけでありまして、これもいずれはそういった形態も改善をしていく。といいますのは、持っていくというより、なかなか区長さんも大変だというふうな思いもするわけございまして、できればそういった加入をされないところについては、もう個人あてに郵送でもするかと、そういったようなことも一つの方法ではないかというふうな考え方をいたしております。加入していただいております集落、地区のそれぞれ区長さん方には区長手当というものは出してないわけでありまして、それぞれの振興協議会で協議会の基準をつくられて、それなりの文書配布についての手当を出しておられるというふうに聞いておるわけございまして、それはそれでいいというふうに思います。ただ、町の方では、直接今、区長さんにそういった文書配布の手当を出すという手法はとれないわけございまして、そういった郵送でもするというような方法も一つの方法ではないかなということも検討をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） わかるでしょう、課長。大事なことは、課長がお答えになったのと副町長がお答えになったのは違うんですよ。住民にとってこれは不幸なんですね。違うんですよ。わかりますか。どうして住民の活動や声から学ばないんですか、町長、副町長。あなた方が言ってることは対等だと言ってるけど、全然対等じゃなくて、区を認めていないんですよ。まして入っていないところは郵送する。集落は集落なりに自治を今まで営んできました。それなりに文書を配布する体制もとっています。住民が文書を配布することと地域振興協議会に入ってるか入っていないかどう関係があるんですか、町長。これは明らかに入るか入らないかによって差別をしているということではないですか。

次に、振興協議会出ると言いますが、そのことの答弁ですよ。そのことと、下阿賀相当分は1つの地域、今度、天津振興協議会は下阿賀相当分をのけて申請しますって言うてるんですよ。その内容を求めます。今、5月になって出てきてますよね。どういう内容ですかということを確認しますが、町長、どうなんですか。先ほどの課長と副町長の答弁が違う。明らかに区を認めていない。これは住民自治を冒瀆することであり、集落の自治を認めないという態度ではないですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 1点目の天津振興区から下阿賀相当分を外して申請しとるはずだがということでしたけれども、そのとおりでございまして、敬老会の補助金と文書配布部分を除いて申請してもらっています。

もう1点、副町長と私の意見が差異があったということでございますけれども、私は、現状は町から直接区長さんのところに持っていっておりますという答えをいたしました。ただ、これは、今やっております協議会に支援交付金として出しております、協議会から配布いただく行政文書は配布していただくという通常の形ではございませんので、今、暫定的にそういう町から直接というやり方をしておりますけれども、どうしても協議会から経由で来ると配れないとおっしゃられますもので、今後は、先ほど副町長が言われましたように、何らかの方法で協議会を経ないで配っていかねば行政文書が滞って区民の皆さん方に御迷惑をかけるということでもありますから、郵送もあり得ましょうし、町が直接シルバー人材センターに頼むなり、いろんな方法があろうかと思っておりますけれども、そういう形で町から直接区民の皆さんにお届けしていこうかという方法に変えていかねばということも考えているわけですし、副町長との考えが差異がある、違っているということではございません。今後の考え方としてそういう方向があるということでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 少なくとも下阿賀については、相当分を除外して振興協議会が予算請求していますね。この文書配布料については何らかの手だてを打たなければいけないということですね、これは20年度中にやっていくと。同様に伐株についても、違っていても対等に、文書配布料はちゃんと出していくということですね。

次に要求しておきますのが、この交付金の中にある事業活動支援分というのは、その面積や人口、集落数、高齢者比率、世帯数に分けています。これも下阿賀をのけているということなんですか、それをお聞きいたします。これは少なくとも活動費ということであれば、集落の戸数や人数によっているのですから、それに該当するところにはきちんと出していかないといけないと

ということになりますよね。これについては、下阿賀相当分、伐株相当分についてはそれなりに町に出していくと、出していくべきであるということ指摘しておきたいと思います。

そして私は、今回、地域振興協議会が住民からはこういうふうに言われてるんです。何のためにやってるかよくわからないけども全国的にこういうことをやってるんでしょ、また、町はお金がないからこういうことをやっているんでしょ、こういうふうに言うんですね。

私も、なかなかその住民の声に町が的確にこたえてないなというところで、どこに例があるかというところを探したんですが、北九州市の例です。御存じのように、北九州市というのは過去3年間にわたって生活保護を理由にして、打ち切られて亡くなっていたという例が報道されたところですね。ここが、この北九州市が、町長が言っているこの地域振興協議会のモデルにした取り組みやっているとこなんですね。そこがどこから出てきたかという、町長も御存じのように、そこの方に北九州市のやり方とうちの町のやり方、全くよく似てると、公民館をなくしていろんなところを集約して住民の仕事担おうとしてきているというときに、大学の先生が、もしかしたら南部町の町長は厚生労働省とつながりがあるんですかっていうふうに聞かれたわけなんですよ。あ、そうだと思いますって言ったら、そしたら調べてください、平成17年、18年の厚生労働白書はどう書いてあるか。表題はいずれも、地域福祉を目指す、こういうことを書いてあると。今、厚生労働省はあの後期高齢者の問題や年金問題で、言ってみれば厚生労働省と太いパイプを持ってたら住民に損害を与えるのではないかというような存在ですよ。そういうところと町長は太いパイプを持っていらっしゃるのか知りませんが、それが平成17年、18年は、みずからお金を使うことをやめて地域に投げ出すことを厚生労働省が白書で言ってるという問題。もう一つには、総務省が時期を一緒にして、新たな公共空間を求めるということで、町長がおっしゃっているこのまちづくり協議会等をつくって公共事業を住民と一緒にやってもらうのが協働だって言ってるんです、そうですね。ということは、行政の仕事をしてもらうための町づくりをしていくと言ってるんですね。私はここに原因があるというふうに思いました。

町長、少なくともこの問題でいえば、私は、このやり方は本当に福祉や町の行政を住民に投げ出すけしからんやり方だと思うんですが、そこでも言ってることはね、まちづくり協議会つくってもこれは中間支援機関ですよ、あくまでも基本は自治だって言ってるんですね、住民組織だって言ってるんですよ。だからあなたの言っているように、地域振興協議会をつくった中間組織が集落を下に抱えるようなことは決してやってはいけないって書いてあるんです。まして、どう書いてあるか、これはぜひ言っとかないといけない。こういうことを取り組むに当たっては、これは総務省指針ですよ、国、地方を問わず、行政に携わる者は国民のたっとい負担により給与を得

ているということを改めて肝に銘じる必要がある。住民に公共サービスをしていってくれというんだけれども、それには、町の責務は何か、町の仕事は何か、あなた方は皆さんから給料もらってるんだということを忘れてはいけないって言うことを言ってるんですね。今、南部町の町づくりが住民の多くが参加してスムーズにいかない例は、私は、町がここに責任を持たないところにあるということを指摘しておかなければならないと思うんです。そういう意味では、本当に町づくりをしていくのであれば、財政的な問題も含めて町がどのような責任を果たしていくのか、入るとこも入らないところも対等に、地域振興協議会をつくっても集落は対等だと、こういう姿勢を出すことが大事だということを指摘して、次の問題に移ります。

次の問題は、非常勤の問題です。時間がないので次を飛ばして、週39時間の非常勤の説明と現場での就労状況ですが、その次の、保育現場で週39時間の非常勤の職員が22名がいると報告されました。これは月14万8,000円なんですけれども、ここからさまざまな手当が引かれるわけですね、町長。この14万8,000円の方が、手取りになるときはどれぐらいだと思いますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。手取り額の御質問ですが、私もこの細かい数字はわかりません。わかりませんが、想像しますに12万ぐらいに、社会保険料等を加味すればその程度になるのではないかというぐあいに想像します。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） そうですね、私も尋ねたら12万を切るか切らないかぐらいだというふうに言われました。でもその方よりももっとほかの人は、その方は独身なんですけどね、引かれているのではないかというふうに言っていました。町長、手取り12万で週39時間といながら、町の大切な子供たちを保育しているんです。この14万8,000円ということを知った住民は驚いていました。あんなに朝から晩まで働いておって14万8,000円。これは先ほどの地域振興区と比べるわけではありませんが、地域振興区の今度行かれた方は200万を超してくるわけですね。住民から見れば、お金がないというけれども、本当に必要なところにお金が出されているのか。先ほど町長は、職員を雇えば職員費がかさんでくると、こういうふうに言いました。今、官製ワーキングプアも、町長そういうことは残念だと言ったけれども、今までよりもましではないかと言いましたが、この手取り12万の週39時間の働かせ方、それも1年しか契約できない。再雇用しても、再々ですね、3年までが限度だということで、ここに働く若い人たちが希望を持って町内で仕事できるとお考えでしょうか、町長。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。今、議員がおっしゃられることは全くもっともでございます。先週の日曜日ですか、総務省の方も、全国の今問題になってますこの非常勤の待遇について検討のテーブルに入るといことをやっと言い出しました。こういう矛盾の中に、この行政、地方公共団体の中あるわけです。町長答弁にありましたように、社会保障経費をどんどんどんどん削減される中で町は運営していかなくちゃいけません。住民の負担を求めるわけにもなりません。そんな中で何とか優秀な方に安定した雇用をとという思いはあるんですけども、この相反する2つのものをかなえる方法が、今、見つけられないでいます。それは地方公務員法や地方自治法という壁も一方にあるわけです。こういう問題は、一つの自治体の中でなかなか乗り越えられない問題だというぐあいに思っております。ですから、そういう状況を皆さんにも声を大きくしていただいて、ぜひ世論として大きな声になってかなえていかなくちゃいけない問題じゃないかなというぐあいに、人事を担当する職員としてはそういうぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） それは私も課長と一致するところです。恐らく町長もそう思っらっしゃるんでしょうね。国にもっとお金出すように言うこと、それは一致するし、大いに言っていかなければならないと思います。でも私は、町の今のお金の使い方を見ていて、やはり改善してもっとこういう保育士等に手厚くすべきだということが言えると思うんです。先ほどおっしゃってくださったように、超過負担額が平成18年で9,400万円。何回も例に出すようですが、地域振興協議会に出された14名の職員は1億円超えてくる給料です。平成19年も超過負担額が1億3,000万円。これを考えたらね、何を優先して今取り組まなければならないかというところでいけば、多くの住民は、ここに育つ子供たちがもっと大切にされるように、保育士さんが安心して働けるようにというところにお金を使うべきだというふうに言っていくのではないのでしょうか。この問題だと思うんです。この超過負担の確かに1億3,000万は大変ですけども、私は今の町では、これを変えていこうと思えば順次保育士を雇っていくことは可能だというふう思うんです。ある市町村では、団塊の世代が大量に退職することによって大幅に給与額が下がってきますよね。それを計画的に若年者雇用に向けていくと。そうすれば赤字ということにならないどころか、財政面で給与費についていえば今のペースを保っていくことができるだろうと、こういうふう試算してるとこもあるわけですね。そういう意味でいえば、私は、少なくとも保育士の採用に手がけるべきであり、それを計画の上ののせていくべきではないかということ提

案して、質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁要らんね、何かコメントある。

○議員（14番 真壁 容子君） 結構です。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で14番、真壁容子君の質問を終わり、休憩に入ります。午後は13時再開をしたいと思っておりますので、御参集賜るようお願いをいたします。休憩します。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、細田元教君の質問を許可いたします。

○議員（6番 細田 元教君） 皆さん、お昼かかりの一番腹の皮が突っ張って目の皮が緩む時間帯に、最後のしんがりをさせていただきまます。初めて、ちょっとやりにくいですけど。

まず、その前に、岩手、宮城の内陸大地震でお亡くなりになられた方の御冥福と素早い復興を御祈念申し上げまして、一般質問させていただきます。

大きく3題、今回質問させていただきます。

第1問は団塊世代対策でございますが、これは第2弾目で、前回はこの件に関して、定年退職された方の健康維持のために、どのような施策を講じて元気で南部町のために働くためにええぐあいにしてほしいということをお願いさせていただきました。今回は、農業の休耕田等を利用したり、いろんな健診等でそういう人たちの健康維持を保つというふうな答えをいただきました。今回は、今までの一般質問の中にもありましたように、退職者が年金をもらえるまでの間、仕事がなく困っておられる方がおられます。それに対しての、本町でのその退職者の就職施策を問うものでございます。今、県は、若年者でございますけども、一丸となって、青木出納長が中心になって県内の企業を回って雇用拡大をお願いしておられました。本町でも同じだと思います。若者も大切ですけども、さっきの真壁議員が質問されたように、この退職者の方の雇用については大事な問題だと思いますけども、それについての町長の所見を1点伺いたいと思います。

次、大きな2番目でございます。

教育問題でございますが、平成12年だと思います、県がニューディール政策を行いました。これは県の職員の給与を5%カットした分を教員の補充に充てて30人学級をします。その半分

で200万ですか、200万を市町村に交付しましょうと、30人学級されるところは手挙げてやってくださいと、あとの半分は町村でもって30人学級を推進される事業でございましたが、前年度でこのニューディール政策が終わっております。本年は、これはまだ5%の賃金カットは県はやっておりまして、この30人学級に対する補助は、今、本年度の予算はついておりますけども、来年度以降はこの補助率をどういたしましょうかねというふうに今投げかけているようがございます。そういう状態の中で、今まで平成12年か13年ごろから本町でも30人学級制度をずっとやっておりましたが、その成果はいかがだったか、それをお聞きし、今後のこの政策を聞きたいと思います。

最後の3点目でございます。地域振興区についてでございます。

この地域振興協議会が立ち上がって1年たちました。私の前の質問者で真壁議員が鋭く質問されておりました。私は、大変いい勉強になったな、やっぱり最後に質問するのもいいなと思っておりました。これは、地域振興区協議会、1年前、地域のことは地域で、自分やちでできることは自分やちでまずやりましょうと、それが無理なら地域で頑張りましょうと、それでもやっぱりえらいな、ならば町にお任せしましょうかと、町でもこの問題は大変だ、ならば県や国に持っていきましよう、要は物事を下から積み上げていきましよう、そのような大転換の施策でございます。これは地方自治法に基づかない任意組織の地域振興協議会、この辺のことが、今までの、この協議会についての質問があったときに、この差があるんじゃないかなと思ってお聞きしました。今回、特に共産党の議員さんがこれに関していろいろ質問されました。ということは、やっぱりまだまだそういうところがわからないところが、ああ、そういうところもあるんだというように認識いたしました。この本会議でも、何をしておるのかわからないと、地域振興協議会に派遣されてる職員、何をしてるんだ、中のある議員はペーパーを振りかざして、こんだけしかしてないんじゃないか、このような訴えもありました。また、なんぶ民報には事細かに、こういうことはおかしいんじゃないか、こういうことはおかしいんじゃないか、ずっと出されておりました。私はこれ、いいことでないかと、ああ、こういう考えもあるのかと。私たちは、住民のために住民による住民のための自治組織をつくろうとしたときに、ああ、そういう問題提起があるのか。これはこういう本会議場で執行部はいろいろ答弁しておりますが、なんぶ民報は全町に配布されております。ああ、やっぱりおかしいと思われる住民も中にはおられると思います。それらについて私は、1年でやっぱりこういう問題が起きて、これらを謙虚に受けとめ、いや、そうじゃない、このような方向に向かっていきたい、また行くべきだ、そんなふうに一つ一つ町民にわかるように今回説明していただきたいという思いでいっぱいでございます。

私もこの地域自治組織推進の第一人者でございます。一番最初にトップバッターで質問された3番議員の杉谷議員も、道州制になったら、この地域振興協議会、地域の力、こういうことが大事になるっていうのを訴えておられました。私も全くそのとおりだと思います。そういうことで、本当に、ある議員が言うておりましたように、この地域振興協議会、何をしてるかわからん、そうでしょうか。

私が住んでおります東西町地域振興協議会においても1年たちました。ここでどのような取り組みがあったか、若干ですけど説明させていただきます。まず敬老会、初めて東西町で敬老会いたしました。本当に皆さん喜んでおられました。それと、住民の間の話し合いが充実してまいりました。区座談会、班会議、まちづくり座談会等でございます。それと生活課題の研修、学習、対策、分別講習の実行などをやっておりました。

それと、これはきわめつけでございます。今、赤井議員がこれについて質問もしておられました天萬地区の件でございます。我が東西町にも店がございません。コンビニだけでございます。そこで東西町の女性のグループが立ち上がられまして、つどいでわくわくショップをオープンされました。月2回やっております。それに負けじと、私もつくっておりますけど、お年寄りが市民農園で野菜をつくっております。私もその一員でございます。その中で、自分げで食べて残った分をみんなで持ち寄って野菜市をしようじゃないか、それも月2回やっております。ついこの間やりました。野菜とそのわくわくショップ。どんなもんかいいますと、リサイクル品とか町内産の特産品等を集めて販売しております。そこにみんなの要望で、魚屋さんがないんですね、お魚が食べたい。境の業者と協力してそのときに一緒に来てもらおうと。大変ににぎわっております。このように活性をしてきたと、住民力が上がってきたと私も実感しております。

また、広報活動では、「会報まち」、毎月発行しております。住民間の情報を共有し、東西町の情報の発信もしております。また、おもしろかったことは、この協議会のスタッフでございますが、今まで考えられませんでしたけど、役員等全部で70名がこれに活動しております。組織、団体の連携で、協議会、福祉部の中でまとまり連携しております。いきいきサロンの再構築もやりました。今までいきいきサロンもこの指とまれで仲よしこよしでやっておりましたが、これが区ごとに、4区ありますけど、区ごとにいきいきサロンをするようになりました。そうなれば、その区の中で、あのおじいちゃん、あのおばあちゃん、独居である、高齢者世帯である、全部掌握いたしました。そこで、この独居のおじいちゃん、おばあちゃんにはだれが世話やきしてるんだろうか、そこまで掌握することができました。それも地域福祉委員さんを中心に、皆さんの長老と話し合い、やってまいりました。

おもしろかったのは、さっきの真壁議員の問題でもありました道路の簡易補修の問題で、今までニュータウンでもぼこぼこ穴があいておりました。今まで町に頼んでおったと思いますよ。なかなかこういうことで町も来てもらえませんしと。ある日、一斉にこの穴が埋められました。今言ったようにボランティアと町の役員さんと、みんな穴をその日に埋めちゃったみたいですね、6月1日の大掃除の後。そのように地域のコミュニティーが少しずつでも再構築できるような団地になりました。これらも、この地域振興協議会を立ち上げ、私たちのことは私たちでやろうじゃないかという機運が生まれてまいりました。役員のあり方、班・区体制のあり方、高齢者独居対策は今進行中です。買い物ふれあい創出、これも今進行中です。この間、私に相談がありました。ペットマナー対策で条例をつくろうかという話も出てまいりました。こういうときに、今の地域支援専門員ですか、あの方は發揮しておりました。我が地域振興協議会の専門員、住民と、また役員と一丸となって汗水たらし、草刈りから町づくりから全部やっております。すごい力になっておまして、この振興協議会が本当にうまく立ち上がるようになっております。

これが我が東西町の地域振興協議会の1年間の大体の内容でございますが、これらのことは自分の地域しかわかりません。町民に、ぜひともこの7つの地域振興協議会の1年間の取り組み状況を、このSANチャンネルを通じて教えていただきたいと思っております。本当になんぶ民報がこのように指摘されて、もうちょっと叱咤激励だと私は思います。早こと立派な住民自治組織をしてほしいというように解釈しておりますが、そのようなことがないように、頑張っておくことを説明していただきたい。

それと、それに伴いまして今後は町は協議会へどのようにかかわっていくかということですが、町は、この協議会があくまでも自立を目指してると思っております。ならば自立を目指すための支援はどのように今後されるのかお聞きいたしまして、再度、再質問させていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしましてまいりますが、これは通告の順にお答えをしましてまいりますのでよろしく申し上げます。

最初に、団塊の世代対策についてでございます。2007年から2011年にかけて団塊の世代が一斉に定年退職をするため、年金制度を初めとして社会に大きな環境をもたらすことが予想されております。一斉大量退職によるベテラン職員不足を回避し、技能継承のため定年延長、再雇用などで乗り切ろうとする企業がある一方、彼らの蓄えた技術や能力、人脈を生かすべく団塊の世代の人材を獲得しようとする企業もあらわれてきております。この問題への対策として、団塊の世代が長年にわたり蓄積してきた知識や技能をいかに後進に伝承するかが、企業内部にとど

まらず社会全体の課題となっております。

団塊の世代はいろいろな幅で語られておりますが、一般的には、1947年、昭和22年から1949年、昭和24年の3年間に生まれた世代を言うことが多いわけでありまして。ですが、ここでは本町に最も関係があると思われる平成20年3月31日現在の55歳から65歳までの人口で考えますと、合計で1,979人、男性が963人、女性が1,016人で、総人口の実に16.3%となっております。5歳刻みの年齢帯でも、55歳から60歳が最も人口が集中した年齢帯であります。また、全年齢層を比べても、60歳の人口がやはり一番多い状況でございます。

議員の御心配のとおり、退職してから年金を受給するまでの間に新しく仕事を探し生計を維持することが難しくなっていることは否めません。全国の4月の完全失業者数が275万人となり、29カ月ぶりに悪化に転じました。鳥取県の有効求人倍率も0.67倍となっており、求人数よりも求職者数が多い状況が長い間続いております。日本経済の低迷といった大きな渦の中、新規雇用もままならないこの時代では、大量の団塊世代の退職者を再雇用することが難しい状況であることも事実です。

こういった状況下で、再雇用、再就労の場として社団法人南部広域シルバー人材センターの果たす役割には大いに期待をいたしております。退職した方々が身につけられている経験や技術を生かし、労働の対価を得ると同時に、それぞれの生きがいを再確認することができる大切な場だと思っております。会員数の変化を見ますと、平成17年度156人、18年度160人、19年度171人と確実に伸びてきております。やはり退職した世代の労働意欲は大いに期待できると判断をいたしております。一方では、仕事のやり方を再検討するワークシェアリングといった流れもあります。ワークシェアリングとは、労働者1人当たりの労働時間を短縮して仕事をより多くの人で分かち合うことであります。従来、公で一手に担ってきた仕事を地域とともに考え歩むことにより、行政と地域住民の潜在能力を共有することができ、地域振興協議会も団塊の世代の方々が大いに活躍できるステージだと考えております。

また、団塊の世代の方々が蓄積した貴重な能力を活用することも必要だと思います。例えるなら、退職後、Iターン、Uターン、Jターンなど移住、定住も考えているこの世代をターゲットに、自然の中で住みながら農業の担い手としての勧誘、教育、指導といった一連の支援策を打ち出し、南部町へ経験、能力を持った人材を流入させることも有効な手段だと思っております。今後も鳥取県などの関係機関とも連携しながら、施策の充実を図ってまいりたいと思っております。

教育問題につきましては、これは教育長の方から答弁をいたします。

地域振興区についてでございます。それぞれの協議会の今の現状と今後のあり方を問うとの御

質問でございます。地域振興協議会の現状としましては、19年度から取り組まれている集落づくり計画、地域づくり計画の作成事業に着手されております。大国振興協議会やあいみ富有の里地域振興協議会では、集落での話し合いによってまとめられた集落づくり計画の発表会を開催されました。どの集落も自分たちの集落に対する誇りや愛情は非常に強く、自分たちでよくしたい、次世代につなげたいと、集落の将来像を夢見て熱く語られました。また、この計画づくりを通じて、集落内でも余り話を交わさなかった人ともいろいろな考えや意見を交わす機会ができて有意義だったとのそういう声もあり、希薄化する地域コミュニティの復活にも効果を上げております。

昨年7月の協議会設立からちょうど1年が経過し、各振興協議会とも組織体制も整い、運営もスムーズになり、協議会の立場や役割も整理されてきております。従来は各集落からの行政要望も93集落それぞれの要望をすべて町が伺っておりましたが、地域振興区内の要望を独自で調査、検討し、重点項目を選定したり、地域振興協議会内で解決された事業もありました。このように地域の話し合いに積極的に参画され、地域でできることは地域で取り組むなど、地域の皆さんの意識が、少しずつではありますが着実に変化してきていることを実感しております。この1年は初年度ですので、無理をせず、できることから取り組んでいただいております。

以下、具体的にそれぞれの振興協議会の取り組みについて、特徴的な事業を中心に御報告いたします。先ほどもございましたが、東西町地域振興協議会では、高齢者の方が買い物に行くのも大変で困っておられることから、地区の野菜づくりの方々の協力を得て野菜市を開催されました。また、これまで商品券を配って終わりだった敬老会も、地域を挙げての敬老会を実施され、喜ばれております。協議会事務所も常に事務局員がいることで、住民が気軽に立ち寄られる地域のよりどころとなりつつあります。さらに、今後は地域振興協議会のホームページを充実させ、全国へ情報発信をしていく予定とのことでございます。

天津地域振興協議会では、水道パイプを活用した手づくりの道路横断旗の作成や不法投棄防止パトロールを実施され、母塚山の不法投棄ごみの回収にも取り組まれました。当日は軽トラック6台にも及ぶ大量のごみが集まり、警察の協力を得て、不法投棄に関与した業者1社、個人1人を特定することができ、解決に至りました。今まで単独の集落では困難であったこのような問題も、地域振興協議会の地域が連携した活動で犯罪の撲滅にも一定の成果が上がった事例であります。また、以前から活発だった公民館活動も後退することなく取り組まれておまして、運動会には、未加入の集落も含めた振興区内すべての集落が参加されて実施をされております。

大国地域振興協議会では、北方川の環境調査や集落間の不法投棄の実態を調査したことにより、

環境に対する意識改革ができつつあると聞いています。また、集落単位のいきいきサロンを、大國地区全体でのいきいきサロン交流会として実施されました。これが大変好評で、今まで未実施だった集落でも取り組みが検討をされています。また、食生活改善推進活動として、メタボリックシンドローム予防の男の料理教室とか、環境に関してはリサイクルプラザの視察、研修などを実施されています。かかわられた地域の皆さんを中心に、徐々に集落から地域全体でといった意識が芽生えてきていると思います。

法勝寺地区振興協議会では、専門部の立ち上げに時間を要したために、従来の地区公民館の活動を中心に展開してこられました。独自の事業まではできませんでしたが、今後は集落づくり計画を作成しながら、新しい事業、具体的には、青少年育成事業として自然観察会や振興区全体での敬老会の実施、特産品の開発としてマコモタケの栽培などに取り組み、地区住民の皆さんに協議会が認知されるよう、住民主体の地域に根差した活動を展開していくとのことであります。

南西伯地域振興協議会では、両長田の一体化を目標に、両支部合同のスポーツイベントや、かまくらふれあい祭り、地域づくりは人づくりと題した講演会を実施されました。また、地域の活性化と特産品づくりとしてウドの栽培に組み、収穫したウドは春の山菜会の食材としても提供されました。また、先般は清流館でウドの試食会が開催されましたが、地区の関心も高く、50人以上の方がお集まりだったでしょうか、両地区の皆さんがお集まりになり、さまざまに調理されたウドの試食に和気あいあいとして地域の特産化に話が弾んでおりました。私も参加させていただきました。今後は研究会を立ち上げ、栽培方法を早期に確立し発展させていくとのこと、まだ1年目ではありますが、地域の特色を生かし、先を見越した新しい取り組みを展開しておられます。

あいみ手間山地域振興協議会では、地域パトロールや地域清掃活動の実施、しめ縄づくり教室の実施など、環境保全や、子供からお年寄りまで参加できる世代を超えた取り組みに重点を置いて活動されました。また先般は、子供のあしたをはぐくむ地域づくりを目指し、保育園、小・中学校の先生方と保護者、関係機関との懇談会が開かれて、教育現場と地域のコーディネート役として協議会の構想が提案され、活発な議論がなされました。こうしたそれぞれの立場の方が真剣に議論する場ができたことも大きな成果であると思います。今後の活動予定としては、神話と史跡の散策ふれあいコースの整備や、自家産野菜を持ち寄り日曜市場の開設を目指すと聞いております。

あいみ富有の里地域振興協議会では、地域の安全は地域で助け合いながら守っていくことを目標に、自衛消防団との連携強化の検討とシステムづくりがなされました。また、町おこし実践者

を講師に集落活性化講演会の開催や、町内有数の名所となったほたるの里でのホタルウォークなど、各種団体やグループを取りまとめ、協働して新しい事業の取り組みをされております。集落づくり計画の夢づくり発表会は、さきに述べましたとおり皆さんの熱意が伝わり、非常に感動的な発表会でありました。中でも赤井議員さんの地元である井上区では、独居高齢者の方を隣家三、四軒のグループで担当し、声かけ、見守り活動に取り組むといった集落づくり計画が発表されてきて、今後の実践と波及効果に大いに期待をいたしました。

以上、それぞれの振興区での現状を御報告しましたが、こうした取り組みにおいてどれだけたくさんの方々が地域振興協議会の意義に賛同し、かかわりを持って自分たちの地域をよくしていくと頑張っていることに、町としましても感謝し、とても心強く勇気をいただいたところであります。今後とも5年10年、さらにその先の将来を見据えた地域づくりに向けて活動を展開されていくものと期待しております。

次に、今後、町は協議会へどのようにかかわっていくのかという質問でございますけれども、町としては、協議会とともに協働の町づくり目指して、今後とも人的な支援、財政的な支援を継続していく一方で、振興協議会が自主自立していく組織に発展していけますように行政総体で協力、連携し、支援をしていく所存でございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育問題についての御質問にお答えしてまいります。

平成14年度より5か年間にわたって実施されました鳥取県版ニューディール政策により、県教育委員会が市町村との連携のもと取り組んでまいりました小・中学校における少人数学級実施の取り組みは、ことしで小学校7年目、中学校では6年目を迎えております。本町でも旧町の取り組みを引き継ぎ、ことしは西伯小学校第1学年、会見小学校第2学年、法勝寺中学校の第1学年で実施いたしております、合計4名の加配教員を配置いたしております。この制度は、小学校においては30人学級、中学校においては33人学級を実現するものであり、必要経費の2分の1負担が市町村に求められていることから、2分の1協力金方式と呼んでおります。ちなみに今年度は800万円を予算計上させていただいているところでございます。

また、国費を活用して実施する方法もありまして、指導方法工夫改善加配緊急委託方式と呼んでおります。これは小・中学校それぞれ30人もしくは33人を超える学年が対象となっており、当該学年の児童生徒の実態を踏まえ、市町村教育委員会が少人数学級を実施することによってより大きな教育的効果があると判断した場合、県教育委員会と協議の上、加配教員を配置して実施しているものであります。今年度、本町においては西伯小学校第3学年、法勝寺中学校第2学年、

南部中学校第3学年で実施いたしており、3名の加配をいただいております。ちなみにこの制度の本町持ち出し経費はございませんが、加配枠としては各校1名との制約がございます。

さて、議員御質問の第1点目は、30人や33人の少人数学級を実施をして成果はどうかという御質問でございます。昨年10月に県下全市町村教育委員会を対象として実施されました調査結果を見てみますと、教育効果としては、78%の回答が非常に効果がある、残りの22%が効果があるとなっており、県下全市町村教委がその効果を認めております。効果の理由としましては、学習や学力面との理由が54%、生活や生徒指導の面との回答が36%となっております。私も本町小・中学校の実態から、学習や学力面のみならず生徒指導の面からも非常に効果があったと考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、学習や学力面で教師が個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導を行うことができ、基礎学力の定着につながっている、また、個々のつまずきの原因を明らかにし、個に応じた学習方法の工夫ができるなどの教育効果が認められると報告を受けております。また、生活や生徒指導の面では、個々の児童生徒に目配りをするようになるようになり、教員の目がよく行き届くため、子供の様子が十分に把握できるようになった、児童や生徒と教師が会話する時間が今まで以上に確保でき、指導の充実につながっているなど、多くの成果や効果が確認されております。

次に、今後こうした少人数学級の取り組みを施策としてどう考えるのかという御質問でございます。議員の御質問にもありましたように、このたびの少人数学級実施の原資となっておりましたニューディール政策が昨年度で終了いたしました関係で、県教育委員会は今年度中にそのあり方を見直す意向を示しております。つまり、その教育効果は十分に検証されているので、協力金としてその2分の1を負担をする市町村持ち出しの金額を上げる方向で見直しをしたいといたしております。また、冒頭の答弁でお答えしました少人数学級実施の2つの方法に加え、もう一つ、全額協力金方式という県の制度もございます。これは、さきに申し上げました2分の1協力金が200万円の持ち出しに対して、昨年度実績で1人478万円の全額を市町村が負担して、2分の1協力金対象外の学年で少人数学級を実施するための教員の加配を行うものでございます。この制度につきましても、2分の1協力金方式に連動してその負担額増も検討されているやに伺っております。

したがいまして、まずはこの2分の1協力金及び全額協力金制度を維持、存続すること。仮にその負担額が増額になったにしても、小1プロブレムや中1ギャップと称されるような小・中学校就学初期の課題を確実にクリアするために、町財政には負担をかけることになるのかもしれない

せんが、これまでの小学校第1、第2学年及び中学校第1学年での少人数学級実施を本町教育委員会の基本的な施策として位置づけ、継続をしたいと考えております。地方自治体の財政状況による教育格差が指摘される昨今であります。本町児童生徒の実態は当然のこととして、県下の情勢や本町財政状況を見きわめながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今それぞれ答弁いただきまして、若干再質問させていただきます。

1番目の団塊の世代対策ですが、今ワークショップ等で一番これから頑張っていたいただきたいのはシルバー人材センター等が頑張っていたいただきたいというように答弁いただきましたが、それは当然といたしまして、町当局として、どこの課か知りませんが、県では、出納長のナンバー2かナンバー3の人が各企業を回ってそういう雇用をお願いしていると。この我が町でもそのようなことを、どういう担当課かどういう人がおられるか知りませんが、されるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。町の方では、幸いなことに企業懇談会という仕組みを持っておりまして、この企業懇談会において、町内の若者や、先ほど申し上げられた退職者の雇用についてはいつもお願いしております。現にシルバーを通じて非常に多くの方が、原の工業団地の方で現在も働いておられるということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 確かに我が南部町にはいろんな資源がございます。資源というのは雇用の場ですね。そこで今、企業懇談会、ぜひともこれを活用していただきたい。

もう一つは、我が町には西伯病院と福祉関係がございますが、これから今みたいに定年退職されたそういう有資格者が出てこられると思います。もちろんそこには保育園の関係の資格持った方等もおられると思いますけども、それぞれでそのようなワークシェアリングということを考えるのかどうか、病院、福祉は健康福祉課長、それと町民生活課長、それぞれお答えをお願いしたい。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。まず、ワークシェアリングには、やはり乗り越えなくちゃいけない問題が何点かあると思います。その一番の核心は、現在勤めてる職員が、短時間であって、かつ、労働単価といいますか、賃金が安くなっても短い労働でいいということがまず前提でないと、新しい雇用がワークシェアリングという考え方だけではなかなか生まれな

います。一方では、例えば地域振興協議会等の中で、新しい内部の産業っていうんですか、働き場所だとか働き方だとか、それに対する労働と、それに対応する賃金というものがおのずと生まれてくるというふうに思うわけです。こういうところの中で、これまで行政が一方的に業務として、または民間企業に出してたものを地域の中で産業として興すという可能性はあるのではないかと考えております。ワークシェアリングについては、そういう今働いてる人との問題もありまして、すぐにそういう格好ができるかという点と非常に難しい点もあるんじゃないかと思えます。ただ、課題としてはあるというぐあいに認識しております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。資格を持たれた方が退職されて、その後実際にまた現場で働いてもらったかどうかというようなお話でございましたが、今現在、正職、臨時職員、半々ぐらいで現場対応しているということで、実際に途中入所の方ですとかあった場合に、退職されて資格を持っていらっしゃる方、現場の方は保育士さんがなくて困っていますから何とか助けていただけませんかというふうなお願いを、ずっと実はし続けております。ですが、現場を実際一たん引かれますと、なかなかもう現場の方は勘弁してくれという返事が返ってくるばかりというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。御承知のように、病院と申しますのは三K職場と言われておまして、昔からかなり体力的にきつい職場というふうに言われております。職務の内容的にも、途中からその仕事を分かち合うというふうなことがなかなかできにくい、3交代ということでやっているのはやっておりますけれども、1勤務で交代するというのがなかなか難しいというふうな状況もございまして、病院として考えられますのは、現在、御家庭にいらっしゃる有資格者で再雇用というような掘り起こしの方を重点的に考えていった方が早いのかなというふうにも考えたりいたしますし、夜勤専門、なかなか夜勤が大変だということで、看護職の中でも日勤職場を希望する方が多いということですので、夜勤専門というふうな方をまた募集をかけてもいいのかなというふうに考えたりもいたしますが、いずれにいたしましても検討をしてみる価値はあるのかなというふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 私どもの分野では、ワークシェアリングというよりも、資格を持った方につきましては業務のお手伝いをしていただいたり、今、7つの地域振興区できておりますが、地域の方で活躍をしてほしいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） いろいろ大変なことはわかりますけど、私もちょっと民間的なことをお尋ねしますが、福祉でも医療でも、どうしても病気、出産、女性の職場でね、病院の例を言います。たら、穴があきますね。そういうために、私のときには大体プラス1かプラス2で職員は雇用しております、特に看護師さんの場合は、そういう正看護師さん、准看護師さん、おただけですごいメリットがあるということで、またデイサービスとかデイケアしておるときでも、またいろんなところで、そういう人がおれば大変病院としては助かった経験がございます。ぜひともそういうことが可能かどうか、ちょっともう一度考えていただきたいということでございますが、いかがですか。

○議長（森岡 幹雄君） 病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。看護師は慢性的に当病院では不足をしております、現在も募集をかけているところでございます。現在、7月の初め、8日締め切りということで2名の看護師さんの募集をかけておりますが、現在応募がない状況でございます。それだからといって再雇用というふうにもなかなかいかないわけですが、例えば通所リハビリとか、らくらくの方ですね、そういうときにそういう方が応募していただきましたら、それは大変こちらとしても願ったりかなったりというようなところもございます。

それから、現在ボランティアといたしまして退職看護師さんの方に、3名か、定期的にお世話になっているところですが、やはり無資格の方よりは有資格者の方をきちんと、ボランティアはボランティアの役割を果たしていただくということですが、有資格者を雇用してそういうところに配置をしていきますと、安全管理という面もありますし、患者さんから見ても安心の提供ができるということで、取り組んでいくべきことかなというふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） ぜひとも前向きで、また振興区にも取り組んでいただきたいと思っております。

次、教育問題については再度確認でございます。大変成果があったと、30人学級、少人数学級ですね。それで今後とも県の補助がなくなっても、町の予算つき込んで、この制度を少人数学級は行っていくというふうに理解しましたけど、それでよろしいですか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。答弁の後半の方で申し上げましたけれども、あ

くまでも県の制度、2分の1協力金制度、それから全額協力金という制度もございますけれども、この制度をなくしてはいけないというのが原則的に私、今考えておるところでございます、200万の協力金が250万あるいは300万というような話も出てくるのかもしれませんが、いずれにしても制度そのものを残して、小学校低学年あるいは中学校1年生、このあたりの課題をきちっと対応していくということが、まず少人数学級の実施についての基本的な考え方というぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） ぜひとも教育に力を入れて、今後百年の計で、やっぱり教育は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

もう10分になった。それでは最後の質問、全部10分これに持っていきたいと思います。

なんぶ民報についてちょっとお聞きしますけども、これは大変、今1年、振興協議会ができていろんな問題提起をここにしておられます。これについて、これが本当なのか、そうじゃない、やっぱこれをもとにして頑張らにゃいけないということがあろうと思います。それについて一つずつ聞きますが、火災報知機の設置の問題で協議会で取りまとめるようになっておりました、この説明ではね。そういうふうには私たちが説明受けましたが、これが町で価格交渉してやった方がいいのか、ここにありましたように、他町でありましたように整備促進のため購入時の補助金を求めた方がいいとっておりますが、これについての見解を求めます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。火災報知機のことの御質問でございますけれども、まず、なぜ火災報知機が必要なのかということ、これはアメリカでは火災報知機を設置した法律が施行されたところ、半分になったわけです、逃げおくれの死亡者が半分になりました。イギリスも法律が施行されて3分の2に被害者が減ったという実績があるものです。そんな状況の中から、急遽日本の中でも、いろんな問題があるかもしれませんが必要だという判断をしてこういう法律が生まれました。23年の6月までには火災報知機はつけなくてはならないというのが現在の法律でございます。ですから、ただ何もせず待ってても法律は必ず施行されますし、非常に重要な問題だというぐあいにとらえております。

現在、国内で年間6万件火災がありまして、約2,000人が逃げおくれです。2,000人の方が逃げおくれで命を失っておられます。鳥取県西部の17、18、19を、私手元に持っておりますけれども、死亡者は21名、その中の逃げおくれが10人でございます。決してよそのことではなくて、ほんのいつ、このことが町内で、またはお隣で起きるかわからない非常に重要な問

題なわけです。高齢化もどんどん進んでいくこの地域の中で、何としてでも逃げおくれで火災の被害に遭うというようなことを避けたいと、この思いの中から、振興協議会と一緒にあって、ぜひとも地域の課題や一人一人の一軒一軒の問題だと、また、それは当然行政の大きな課題でございます。行政がするとか振興協議会がするとか、それは家庭の問題だとか、そういう意味ではなくて、全体でやれるところが一生懸命やっけていこうというものでございます。消防団は取りつけに対するボランティアも引き受けようと。それは一定の高齢者や独居だとかというものはあります。それから賀野振興協議会の中では自衛消防団の補強だとか、先ほども出てきましたけども、そういう中での取り組みもしていきたいというような声も上がっております。ぜひ皆さんの御理解をまずいただいて、行政もしっかり広報もしていきますので、これ大事な問題だと前向きにとらえていただきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 振興協議会で今度のごみの減量化の問題ありましたが、これについては、私は政策誘導もあると。また、これに関しては我が東西町の振興区でも話し合いまして、県に調べました。官学の連携で米子市とか日吉津がやっております。これが本当に住民任せと競争の原理になっておるのでしょうか。このことについてお聞きします。私は、政策誘導で、これはその県と色々な話し合ったときには、町のような大きなくくりでするよりも小単位でした方が効果がありますよという、私は結論というか、答えをいただきました。今回の振興区でこれを取り組む、最高に私は理にかなってるような気がいたします。私の気持ちですし、私の意見ですけども、こういう意見もありますけども、執行部としてはこれをどのように考えてますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。平成9年度から始まりました分別収集でございますが、当時、収集ごみが812トンでありましたものが、平成19年度で1,800トンまで増加してまいりました。一向に減る傾向がございません。クリーンセンターの焼却炉の延命化を図ることはもちろんでございますが、地球温暖化に対しまして私たちができることの一つでもあるというふうに考えております。そのようなことから、ごみ5%削減運動をお願いしているところでございます。ごみの削減について地域で考えることによりまして、地域での一層のコミュニティーを深めるきっかけになると考えております。そういう部分にお金を使っていたらこうというのが趣旨でございます。今までに手間山、東西町、天津、大国地域振興協議会へと出かけさせていただきまして、ごみの減量のポイントをお話しさせていただきました。分別収集の取り組みなど具体策も住民任せではございません。7月から8月には、今度は新しいごみの分

け方表を作成いたしまして全戸配布する予定であります。よりわかりやすい分別表をと考えておりますので、今後も御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この午前中の質問の中にも町道の道路改良についても質問がございましたが、これについては私たち議会も先進地に視察に参りまして、地域住民が一緒になって道路を町よりも上手に直したというようなところを見てまいりました。本当にこれが、本来このようなちっちゃなことでも、町が責任を持って、町道の維持管理を住民に負わすこと自体問題だというやつが本当に問題なのか。また、これは助成対象を振興区に限定するのは理解に苦しむと言っておられますが、理解がわかるようにちょっと説明していただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。この件につきましては3月議会でも御説明いたしました。建設課では道路新設改良費と道路維持費と予算を持っております。町ですべき路線、また維持修繕につきましては、全部町の方で責任を持ってやっておりますというふうに答弁したというふうに記憶をしております。

じげの道づくり事業でございますが、地域が立案されまして実施するものに対し補助金という形で支援するというものでございます。その結果といたしまして、材料費、機械等のリース等、単年度当たり50万円を限度として補助をしますよという内容でございます。

それと、振興区を対象としたということでございますが、これも御説明申し上げております。町内には大きな集落、小さな集落が混在しております。小さな集落では取り組むことができなくとも地域振興区であるなら可能であることから、事業実施主体を地域振興区としているということも委員会で説明をしておりますので、もう少し詳細に詳しいことを書いていただきたかったなというふうに感じております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この件に関しては、我が東西町でも実施済みでございます。町がされるより何ばか早く、町民の負託にこたえれたことは事実でございます。ぜひとも進めていただきたいと思ひますし、先進地でもやっておられます。

次、ラジオ体操についてでございますが、町長は、振興区でも取り組んだということをお言われたそうですね。これね、6月1日の大掃除のときに、我が東西町も掃除をする5分前に、8時から掃除のとき7時55分、皆さんでラジオ体操しましょうと音楽を流しまして、みんな本当に門の前へ出てやりました。すがすがしくやってあの掃除に取り組んだですけど、ああ、これもい

いな、コミュニティーが本当に、あの音楽が流れば体が自然に動く。やっぱこんなのも振興区でできることかと思いましたが、これが書いてあるように町の押しつけなんですか、お聞きします。そのような注釈ついておりますが、押しつけかどうかははっきり言ってください。私も考えを変えにゃいけませんで、これ押しつけだったら。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。今初めてこのなんぶ民報をここで見させていただいておまして、正直驚いております。特にこのラジオ体操のことも書いてありまして、健康のために振興区でラジオ体操に取り組んだらどうかとの発言も出ましたというぐあいを書いてありまして、これは結構いいことではないかと思っておりますが、ラジオ体操には好かんということで取り組まれないところもあるかもわかりませんが、できるだけラジオ体操でもして、ことしから特に特定健診や特定保健指導も始まったわけですから、みんなで健康な明るい町をつくっていきたいというように思っております、これは押しつけではないけれども、期待をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 午前中の、これは真壁議員の質問でしたか、例の法勝寺振興区と富有の振興区のとときに天下りという話がありました。この天下りの定義と、これは前回5月の臨時議会のとときに天下りではないという副町長の答弁でございましたが、ほんなら天下りの定義はいかなものか教えていただきたい。

その前にもう1点。

○議長（森岡 幹雄君） はい、続けて。

○議員（6番 細田 元教君） はい。私はそれについてね、ちょっとあるところから天下りについてお聞きしましたところがありまして、定年、だから早目にやめて、その前と同じ給料をもらって退職金もらって次の町の関係するところに行くのが、またそこも同じ給料もらうのが本当の天下りだ。今のような天下りじゃないと思うというように私はお聞きしましたが、それは本当でしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 午前中の真壁議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、これは私は天下りではないと思っております。全くのこれはボランティアだというように思っております。無償ではない、有償のボランティアということでございます。ある方から、坂本町長、あれはどういうことですかということを県の幹部の方からお尋ねがございまして、事情を説明しましたところ、それはボランティアということですねということをおっしゃいまして、私も全くその

ように考えておりますと。そのまま勤めれば60歳まで勤められて、そしてしかるべく報酬もいただけるわけなんですけれども、早目にやめて3分の1以下の金額で頑張っようということ、これも有償のボランティアだというように理解をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この私たちが今進めている地域振興区は、本当に役場の行政の下請かどうか、この辺をはっきりしていただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この問題については、私は、たしか合併前の平成16年の6月の議会で旧西伯町の議員の皆様方にお話をしたことがございます。そうしましたら、合併を前にして、おまへの口からまだ言うのは早いのではないかというような御意見もあってやめておりますけれども、それからずっと来ております。それから当選をしました最初の施政方針でも、また、折々の町報などを通じましても本当にたびたび言っております、町の押しつけとか下請だとか何度もお尋ねになりますから、そうではないということを何度も言っておりますけれども御理解をいただけないということでございまして、非常に残念に思っておるわけです。これは条例でも審議をもちろんしていただきました。これは町と住民の皆さんとの協働して、従来、行政任せにすべてなりがちだったわけですけれども、今、時代が地方分権の時代になっております。これを町にとどめずに住民の皆さんのもとまで届けていこうと、そして行政と一緒にあって新しい町づくりをしていこうという、今後50年の先を見据えた新しい町づくりの仕組みだというように思っております。決して押しつけではございません。そこは住民の皆さんにもこういう機会を通じて改めて申し上げたいと思います。押しつけではない。一緒に行政とやる。下請ではもちろんございません。一緒に行政とやるということでございますから、誤解がないようによろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） ここでちょっと町長にお聞きします。地方自治法に基づくこの地域振興区と、私たちが進めている任意の地域振興区と、この違いとメリットを町民にわかるようにちょっと説明していただきたい。どうもね、いろんな議員さんの質問、何ば言ってもわかってもらえないのはこの辺のどこがあるんじゃないかと。これは地方自治法に基づくこの地域自治振興区なら何かわかりそうな気がするんですけど、向こうさんが言ってんの。けども、それじゃないって前から言ってますけども、どうもその辺がちょっと兼ね合いがわからんやな気がしますので説明していただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、地方自治法の改正によりまして、新しい地域自治組織をつくることができるようになりました。これは合併をするのに、例えば鳥取市のような大きな合併するところ、そういうところは自分たちのまちのことが見失われてしまうのではないかと、こういう非常に不安な声が出たわけです。そういう声にこたえるべく、法律を改正しまして地方自治法上でその地域自治区というものを設けて、例えば役場の分庁舎のようなものを置いて合併を容易に進めると、合併の支障にならないようにするというような配慮がなされてまいりました。しかし、我が南部町は、西伯町と会見町、合併ですから最低の小さな合併です。一番小さな合併があります。そういうそこまでの自治法上で定められた自治組織を置いてやるだけの必要はないわけでありまして。私は必要性はないというふうに思います。

それと、7つの地域でこういう組織をつくっているわけですが、万一7つの組織でこの地方自治法上の組織に位置づけますと、ただでさえ行革で職員の数をどんどん縮減をしている中に、7つの地域にきちんと職員を置いて、そして行政の守備範囲というのをまたさらに広げていかなければいけなくなります。したがって、私はやっぱりこの法律に基づいた地域自治組織は、私の考えている地域自治組織とは趣旨が異なると、目的が異なると、小さな合併したわけですからそんな大きな自治法上の組織は必要ないと、このように考えまして、やっぱり任意の住民主体の、住民の皆さん方の参加と協力を得て行政と一緒に汗を流すような任意組織というものがないのではないかと、このように思ったわけでありまして。そこが御理解をいただけない。共産党の議員さん方は、この自治法上の組織なら賛成するというのも本会議場でおっしゃいましたけれども、自治法上の組織には行革の方とは全く逆行する動きであります。そこを間違いないように御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 私もそのように解していますが、確かにこの行革の面とか住民力を上げるためには、私は今の組織がいいとは思っています。それと同時に、今後これを進めていくなれば、今後は地域振興区ごとに、格差というか、差ができるような気がします。すると今度はその地域振興区の中で、充実すれば各集落が芽生えてまいります、自助努力で、自力で。ならば、いろんな差が出てくると。振興区の中で私の集落はこのような取り組みをやった、けどそれに対してのいろんな予算がついたと、この予算はどこにというか、もちろん振興協議会で協議されると思いますけども、こういうことが今後起きると思う、各組織、集落ごとが自立してますので。そういうときにはいろんなときで予算もかかると思う。そういうときの予算は、どのような配分

というか、請求というか、ことができるのか、もらかるのか、教えてもらえませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先般、この賀野の地域の振興協議会の発表会の折に美作大学の先生が来ておられまして、その先生が最後に講評をなさいました。その講評の中で、自分たちで予算も持って、そして議決もしながら、そして自分たちで話し合っこのような地域づくりをやっていくということは、これは非常に全国的にも珍しいと。いろんな協議会とか活性化の会はありますけれども、自分たちで予算を持ってやると、それをまた町の支援ということで2名の職員が行っておりますけれども、そういうスタイルでこれからの町づくりを進めるということは、これは本当にすばらしいことだと。学生も10人ほど連れてきておられましたけれども、とっても感心して帰っていただきました。今後いろんなところからこういう手法を学ばせていただきたいということでございまして、私も大変、意を強くいたしました。

今、細田議員がおっしゃった、それぞれの振興区で今後いろんなことによって取り組みの差というのが出てまいります。私は、いい意味でこれは容認していくべきだというように思っております。ただ、問題は、福祉や教育ですね、そういったいわゆるナショナルミニマムで社会保障の分野で大きな差が出るということについては、これは好ましくありません。したがって、そういういい方のプラス面の差については大いに肯定して、どんどん頑張っていたきたいと。劣っているところは学んでもっと頑張ってもらいたいという気持ちは持つわけですが、この社会保障の方の悪い方の差については、これはしっかり町の方でよく見とってサポートをしていかなければいけんと、このように考えております。そういう状況に応じて町の税金も支援もしていくというのが基本的な考え方でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 日本の制度、仕組みの弊害は、護送船団方式というのが今までよりありよるんですけど、やっぱ今度の私たち振興区は、あくまでも自主独立、自分たちのことは自分たちで。いろんな取り組みができると思いますけど、こういうやつの予算措置は、なぜこういうことを聞くかといいますと、振興区の中でそういうことをされるならば振興区の中の協議会で決まると思います。中に今現在入ってない集落がございまして。そこも一生懸命、今やってるのは事実なんですね。そういう人たちを、ほんならこれを、振興区の中へ入って一生懸命やってる集落も同じ住民ですけども、やってることは一生懸命で成果も自分たちのことは自分たちで頑張ってる。ほんならこれをどのように評価したらいいのか、ちょっと私の頭でもわかりません。こぎゃんことをどのようにしたらいいのか、ちょっと御教示していただきたい。これはなぜかという

と、5月8日の臨時議会の終わった後、私の家に下阿賀の活性化の会の方が2人見えられました。私を脅迫された方が、びっくりいたしましたけど、私、殺されえかと思ったですけども、そうじゃないです。その中でまじめな話だった。私たちは一生懸命やっていると。これについて予算措置は町は認めてもらえるかどうか、そのことをお聞きになりました。なら、ちょっと私も聞いてみますと言いましたけども、それについて、振興区の中で一生懸命頑張ってるのに差がついて、振興区の中で恐らく対応できると思うですけれども、そういうとこの措置はどのようにしたらいいかお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。加入をしておられないところがいろいろな活動を一生懸命頑張っておられるということは、これは非常に結構なことだし、また、特に今回の問題では、振興区に入らないというようなことから余計に頑張って、自分たちの地域をよくしていこうということで頑張っておられると思いますから、私はこれは非常にいい効果があったなというように見ているわけです。したがって、大いに活性化を図っていただきたいというように思います。

それから、そういう支援についてどうかということでございますけれども、これは加入しておられないわけですから、区長さんを通じて役場の方に、自分たちはこういう活動をしたいと、そしてこういう成果を得たいというようなことを申請、まずなさらなければいけないと思います。その申請によって、必要だと、これは大いに応援して差上げるべきだというようなことになれば、これはまた予算要求して議会の方をお願いして予算もつけるということでございます。ただ、やったことに金ごせというのは、これは成り立ちませんので、よく御承知だと思いますけれども、これはだめですけれども、そういう申請をなさって、必要だと町が認めれば予算をつける、これは議会がまた最終的には御判断なさるということだろうと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今の言葉について、脅迫とか云々は削除していただきたい。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時28分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今の私の発言の中に、5月8日、臨時議会の後、下阿賀区の方2人來られましたとこまではいいと思います。後の脅迫とか殺されるとかのところは削除していただきたい。それで、そのようなまじめな申請、要請があったということから進めていただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま細田議員からの発言訂正、削除のお話ありがとうございました。これについては、議員諸公も御了解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 削除をしたいと思います。したがって、そのことに関して、その部分についてのCATVの放映を禁止をいたします。ということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう残りがないからまとめてください。

○議員（6番 細田 元教君） 以上述べましたが、この地域振興区というのは、我が南部町の大きな将来を担う試金石、また方向転換の大きな流れでございます。ぜひとも、きょうなんぶ民報がいろいろ書いてありますが、これを反面教師にして、こういう意見もあると、なるほどな、こういう意見もある、これに負けないように頑張ろうということで執行部一丸となって頑張りたいことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。先ほど単年度50%というところを50万円というふうに発言したと思いますので、50%、100万円を限度としてというふうに訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁の訂正ありがとうございました。

以上で6番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のございました一般質問を終わりました。

これにて質問を終結いたします。

続けますか、休憩。（「休憩」と呼ぶ者あり）

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（森岡 幹雄君） 休憩をとりますが、その前に、日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

6月4日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情

文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、御報告いたします。

ここで若干休憩をとりたいと思います。時間も迫っておりますので、45分再開をしたいと思っておりますので、御参集賜るようお願いをして休憩をいたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

20日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議案第57号から議案第62号まで一括質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページ、項目等を明示していただくようお願いをいたします。なお、議案ごとに進行をいたします。

議案第57号、条例の一部改正、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第58号、住宅条例。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第59号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）、質疑ございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 1点だけお願いします。22ページです。保健体育費の学校給食費ですけれども、一般職員給料378万8,000円ですけれども、職員の給料ですので会見給食センターの職員ではないかと思えますけれども、この説明をお願いします。（「ちょっと調べますので」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと調査の必要があるようでありますので、休憩をいたします。そのままお待ちを願います。

午後2時49分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。22ページの給料の部分でございますけども、前給食所長が退職しまして、当初は予算を計上しておりませんでした。4月の異動によりまして職員を1人配置した関係での補正でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 亀尾議員の一般質問の中で会見給食センターの今後の問題も言及があったと思いますけれども、町長は会見給食センターも民営化の方向を出されたように私は聞いたわけですがけれども……。

○議長（森岡 幹雄君） 民営化は議会に出してない。議案がない。

○議員（1番 植田 均君） 明確にそういう答弁だったですよ。

○議長（森岡 幹雄君） いや、議案にない。議案にないことを聞くなど。

○議員（1番 植田 均君） いや、それで、その関連で聞くわけですがけれども……。

○議長（森岡 幹雄君） 関連はなし。

○議員（1番 植田 均君） いやいや、あの……。

○議長（森岡 幹雄君） 却下します。（「聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり）関連ないって。

（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午後 2 時 5 1 分休憩

午後 2 時 5 2 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

○議員（1番 植田 均君） この一般職員の給与ですがけれども、新たに雇い入れたのか、職員の配置がえで対応されたのか、その点確認しておきます。

○議長（森岡 幹雄君） それならいい、それなら。それなら答えにゃいけん。

教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。配置がえでございます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） まず1点目、13ページの社会福祉総務費、民生委員推薦会報酬が11万5,000円出ています。お話を聞けば病気で辞職されたということなんですけれども、民生委員というのは、今非常にいろんな仕事があって大変だということを知っています。それも個人のプライバシーも含め雑多な問題が全部、民生委員の中に持ち込まれてくるわけです。かなりの仕事量だと聞いているんですけども、町内での民生委員さんの中にも個別の社会福祉や生活の問題にわたって聞くことがあるんですけども、町との連携がとれない場合があると、こういうふうにも聞いています。私はこの民生委員会を所管する課並びに町長にお聞きしたいのは、民生委員の今の仕事の量とか内容をどう把握しているか。民生委員が持ちかけられてきた問題にどのように対応しようとしてるのかということ、この報酬が出ておりますので、民生委員の健康問題にもかかわることです。これは病気で辞職されたというてますから、そういうことをお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目は、初日にもお聞きしましたが、11ページの巡回ラジオ体操のバス借り上げ料です。これはしつこいようなんですけれども、総務の管轄なんですけれどもね、3月議会では、巡回ラジオ体操は花回廊でするバスの予算だということに聞いてるわけなんですよ。今回初めて西伯小学校で計上してたのを変えたって聞いたんですけども、それは説明が違うので、どちらの方が正しいのかということをお聞きしたいのです。3月議会には西伯小学校だったことを花回廊に訂正しましたじゃなくて、当初から29万の予算は花回廊の予算だということに委員会でも本会議でも説明がありました。これはほかの議員にも確認していることなんです。その説明が違えたらいけないので、本会議ではどうなのかということなんです。

それから、これは議長にお願いですが、先ほどの話では、この予算に関係なければなかなか聞けないということなんですけれども、先ほどの……。

○議長（森岡 幹雄君） またあんなのも、とめようか。

○議員（14番 真壁 容子君） 先ほどの赤井議員の……。

○議長（森岡 幹雄君） とめる中身がありますよ、さっきの。とめましょうか。

○議員（14番 真壁 容子君） 緊急の問題で、新聞に出ました職員の処分の問題で……。

○議長（森岡 幹雄君） とめてやられる方がいいと思うよ。

○議員（14番 真壁 容子君） どうしてもお聞きしておきたいことがあるんです、委員会では町長がいませんので。

聞きたいことは2つです。一つは、懲罰委員会というのは町長も含めて処分の対象を話し合う

場であったのかというのが一つ。2つ目、懲罰と分限にもかかわらない処分をされているようです。訓告と嚴重注意と言いました。地方公務員法等によれば、分限、懲罰以外に処分を決めるときは条例化していないといけないのではないですか。その文書がどこにあるかということですね。議員にわかるようにしてください。懲罰委員会がどこを対象としているかという基準、そこには特別職の町長も入っているのかという問題です。以上です。よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 今、局長から懲罰委員会の解釈等について発言がありましたけれども、議案書もどこにもないのでとめられたが至当じゃないかっていう局長判断が入りましたから、そのつもりでこれは進行をいたします。（発言する者あり）それは質疑の対象にはありませんと、こういう局長判断が今入りましたので、この部分について除外をして御答弁をいただければよろしいというふうに思います。

保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 質問のありました13ページの民生委員の推薦会の報償についてでございますが、ちょっと確認をさせていただきます。質問の趣旨は、民生委員の仕事量の把握と、相談があった場合の対応についてということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、報償についてとありますが、このたびの補正予算は報償費ではなくって、民生委員さんが1名欠員になりまして、それを推薦会の報償費でございますので御了解ください。

民生委員さんの仕事量の把握につきましては、民生委員さんには月々活動日報というものをを出していただくことになっておりますので、個々の民生委員さんの相談件数なりの把握は、それを役場の方に出していただいておりますので、一つはそれで把握ができておると思います。

次に、相談があった場合の相談対応についてでございますが、民生委員さんから、いろんなケースによりましてそれぞれの専門機関に相談がされるというふうに考えております。また、健康福祉課に相談されたケースについては健康福祉課の方で、民生委員の担当であったり地区担当保健師であったり、それぞれのケースにかかわっている者が民生委員さんと一緒に動かさせていただいております。また、保健師の方から民生委員さんに相談をして一緒に動いていくこともございますので、そのような動き方をしているということで御了解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。11ページ、バスの借り上げ料の件でございますけれども、20年度の事業なり予算を編成する時期が、11月の終わりごろから1月、2月にかけ

てでございます。当初の考え方では西伯小学校というのはありました。せっかくラジオ体操をするのなら花回廊のPRもच्छゅうすることがありまして、花回廊に会場ということをしたのが2月ごろだったというふうに聞いております。その段階で、当初、西伯小学校でのバスの借上げを計画しておいたものが、花回廊になった段階で当初予算の変更が間に合わなかった分がございすので、このたびの6月で増額をお願いしてるものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 民生委員の話、わかりました。

先ほどのバスの件についていえば、ということは、3月議会では花回廊の予算だということで説明されたということなんですね、その確認です。私たちはそう聞いてるんです。今回それを訂正されてくるという内容なんですねということです。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。会場を花回廊にして予算は組んでおいたままそのままということで説明してるようですので、花回廊でラジオ体操をするという説明だったと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 13番。9ページです。これは総務の所管なんですが、一度ちょっと聞いときたいなと思っておりました。不動産売り払い収入、福里団地の定借の件であります。60年間の定期借地権ということですが、その60年というのは売れたときなのか、あるいは町が姫路リアルティと契約した時点から60年なのか。その60年というのはどこが起点なのか教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。議案として提案しておりますのは、所有権移転をして売却したものの予算でありますけれども、議員御質問の60年というのは定期借地権つきの60年のことですが、60年は、公証人役場も含めた三者契約ができて、借りられる方との契約ができてから60年たつまでの期間を定めてあるものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。補足をいたします。60年で借りていて、そういう契約をしてスタートしますけれども、途中で所有権が欲しくなる場合もあります。そのときには所有権移転をして売るわけです。（発言する者あり）そうです。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） わかりましたが、ということは、その個々に終期というのは違うということですか、買われた人によって。例えば1年なり2年なりずれが出て終期は変わってくるということなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。今契約が成立しておるのが8件という話もしておりますが、契約してから60年間はお貸しするわけですし、その途中で自分が購入したいということになりましたら、それはいいです。今の価格というのは平成22年度までは固定しまして、それ以降はそのときの地価評価で売却という話になるわけですね……（「そぎゃんことまで言わんでもいい」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 違ったこと言わずに、ちゃんとした答弁しとかにゃいかんぞ。おい、議会答弁だぞ。

○企画政策課長（三鴨 義文君） それは契約したときから60年間です。（「全部が違う」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午後3時03分休憩

.....

午後3時08分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの説明にちょっと私、誤解しておりましたので、姫路リアルティーさんと60年間の契約をしてありまして、最終年度は60年後で一律でございます。今回の場合は売買、売り払いということですので、借地権の権利はそこで消滅することになります。

○議員（13番 塚田 勝美君） もうええわ、委員会があるけん委員会で聞く。

○議長（森岡 幹雄君） 委員会で聞く、ならよろしいですね。

ほかには一般会計補正予算ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第60号、老人保健特会。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので進みます。

議案第61号、集落排水事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第62号、公共下水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので進みます。

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（森岡 幹雄君） 日程第6、上程議案の委員会付託を行いたいと思います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含めそれぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

実は、先ほどの質疑の中で真壁議員からありました、ここでお諮りいたしますが、懲罰委員会の議案について発言がございました。あえて議案との直接関連がないということで議長は発言を停止をかけました。これについてお諮りいたしますが、総務委員会の方で、そこのおっしゃった部分について徴求をいただいて御報告を申し上げますと、こういうことを議長としては御提案申し上げたいのですが、発言者はその趣旨はそれでよろしいと思いますけれども、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） そういたしますと、ただいまの件については総務常任委員長の方をお願いをしておきます。

○議長（森岡 幹雄君） よって、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

なお、残余の時間について、それぞれ付託をいたしました事件について各常任委員長にお任せをいたしますので、それぞれ残余の時間を有効に御活用いただくようお願いをして、会議を終わりたいと思います。どうもお疲れでございました。

午後 3 時 1 0 分散会
